

中国における人口政策を再考する

呉 文歌尔

弘前大学大学院地域社会研究科

(後期 3 年博士課程)

博士学位論文

中国における人口政策を再考する

主指導教員: 教授 李 永俊

弘前大学大学院地域社会研究科

地域社会専攻地域産業研究講座

21GR101

呉 文歌尔

2024 年 3 月

目 次

序章 研究の背景と概要	1
1. 研究の背景と意義	1
2. 各章の概要	5
第一章 中国における人口政策の変遷	8
1. 中国の人口動態	8
2. 「計画出産政策」の変遷	11
第二章 計量分析から見た出生と人口政策の関係	18
1. 先行研究とその課題	18
2. 使用データと分析方法	20
3. 推定結果	25
第三章 各国法政策の概観	29
1. WLBを中心とした支援策の必要性	29
2. 各国法政策の概観	32
3. 日本への示唆	42
第四章 子育て支援策を中心とした少子化対策の日中比較	47
1. 社会学における少子化の要因	48
2. 両国少子化の実態	50
3. 政策の取組み	52
終章	61
1. 要約と結論	61
2. 今後の課題	66
脚注	67

謝辭 ····· 76

參考資料：中國地圖 ····· 77

序章 研究の背景と概要

1. 研究の背景と意義

第二次世界大戦後の人口増減には、中国と日本で異なる特徴があった。図 1 は、中国と日本における合計特殊出生率の推移を示しているものである。

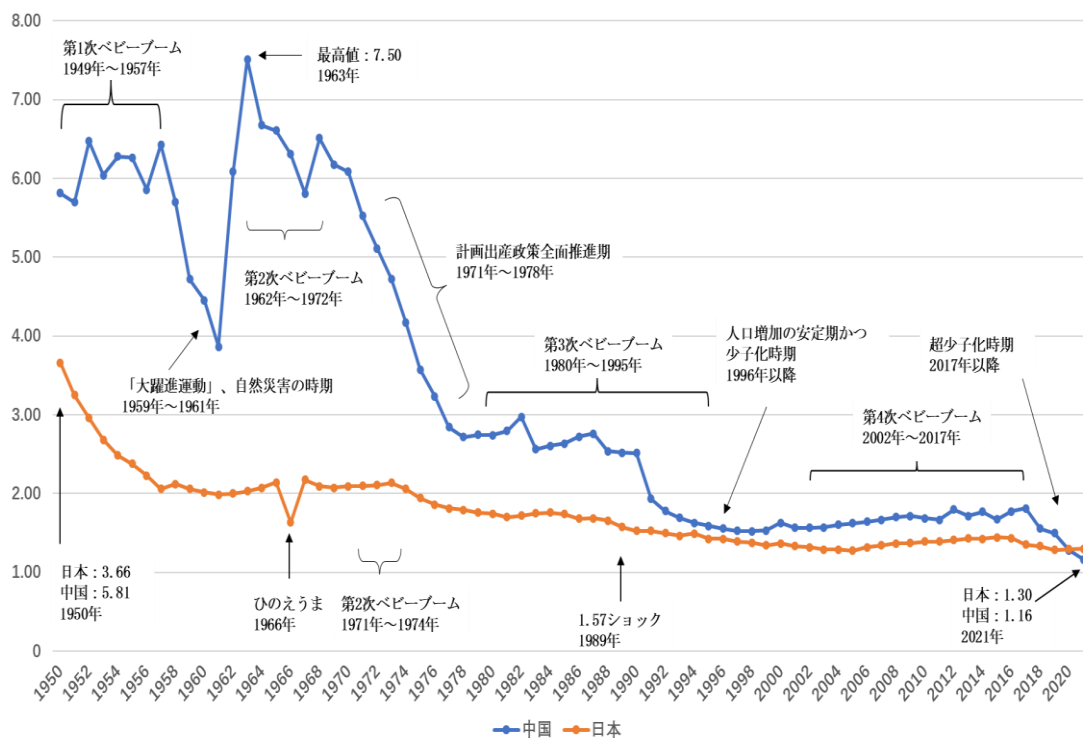


図 1 中国、日本における合計特殊出生率の推移 (1950年～2021年)

(出所) United Nations, Department of Economic and Social Affairs, Population Division, World Population Prospects 2022 より筆者作成

図 1 から、中国の合計特殊出生率は、50年代はベビーブームにより 6.0 前後の高い水準になっているが、1959年～1961年の「大躍進運動」、自然災害の時期には急落した。その後、激しく上昇し、1963年に最高値の 7.5 に達し、70年代までは高い水準で推移した。70年代以降、計画出産政策が全面的に実施されたことにより、合計特殊出生率はまた急落した。80年代から 90年代の半ば、ベビー

ブームで合計特殊出生率は短い回復期間があったものの、計画出産政策の代表政策である「一人っ子政策」が強化されたため、低下傾向が続いた。90年代後半から、人口増加の安定期かつ少子化時期に入り、合計特殊出生率は低下し続けている。2000年代以降、ベビーブームで少し回復したが、大きな変動が見られず、置換水準以下の状態が長く続いている。さらに、2017年以降さらに急落し、2021年では1.16であり、日本より低い水準に達した。一方、日本では、ずっと低下し、2000年代後半から緩やかに回復しているが、大きな変動が見られない。さらに2017年頃に再び低下し始めた。

中国では、戦後初期においては生存率の向上、復興に伴う生産力の上昇が重要視され、多産を奨励したため、人口が激しく増加した。しかしその後、著しい人口増加による食糧不足や経済格差の拡大、環境汚染などの社会経済問題が顕著化した。それらの社会経済問題を解決するために打ち出されたのが、人口政策である。

主な人口政策として、1970年代から、中国は「一人っ子政策」を中心とした人口政策を実施した。その同時に、一部の農村家庭では第一子が女性であれば第二子を許可し、また一部の農村地域では第一子の性別に関係なく第二子を出産できるという政策が実施された。これらの政策の効果で、70年代から80年代までの人口減少傾向が続いていた。また80年代以降でも、人口増加が緩やかになり、低い出生率になりつつある。2000年代から、一人っ子世帯が結婚適齢期を迎え始め、少子高齢化の進行が加速化した。少子高齢化を是正するため、政府は人口政策を変更した。2013年には、「一方が一人っ子の夫婦は二人目の子供を出産できる政策」が導入された。2016年には、「すべての夫婦は二人目の子供を出産できる政策」が執行された。2021年には、「すべての夫婦は三人目の子供を出産できる政策」に変更した。

これらから見える課題として、中国では、生み育てる環境に着目したのではなく、出産そのものに介入する政策が中心であったことがわかった。一方、日本では、経済の成長や社会の変化が進む中で、生活水準が向上し、教育の普及が進むとともに、女性の社会参加が増加した。これにより、女性が自らの人生においてより多くの選択肢を持つようになり、出生力が低下した。1990年の「1.57ショック」を契機に、日本政府は、出生率の低下と子どもの数が減少傾向にあること

を「問題」として認識し、子どもを生き育てやすい環境づくりに向けての対策の検討を始めた。この点から見ると、日本では、中国と違い、出産の規制・緩和という政策ではなく、政策の中心は、雇用環境の整備、男女共に仕事と子育てを両立できる環境の整備、地域・社会による子育て支援、多子世帯の負担軽減などになっている。したがって、社会経済政策、家族政策や労働政策が、人口の動きを変えるのに効果を持つことがある。捉え方が違っても、これらの政策は、出産を直接規制・緩和するという政策の目的に合致するものである。それを鑑みると、人口政策の一環として考えるべきであると思われる。

今後、中国も日本のように、これから同様の少子高齢化を経験していく可能性がある。日本では、人口抑制政策が必要ではない。また人口へのコントロールに消極的、批判的な観点が捉えたことから、人口問題の解決に向けた中国の人口政策と取り組みにおいて意味深いものとなっていると言える。日本が既に経験した問題はいずれ中国でも起こりうるだろうと考えられる。日中比較研究を通して、中国における少子化諸問題の解決への示唆を得る点で、学術的意義がある。政策比較した上で、より相応しい政策を提案することは、出生数が数年連続で減少傾向にあった中国への一つの「処方箋」となる点で、実践的意義があると思われる。

また、日本と同じ捉え方であったと見られる欧米諸国の中、少子化対策が成功した国がある。図 2 では、ドイツ、フランス、イギリス、アメリカ及び日本の合計特殊出生率の推移を示している。

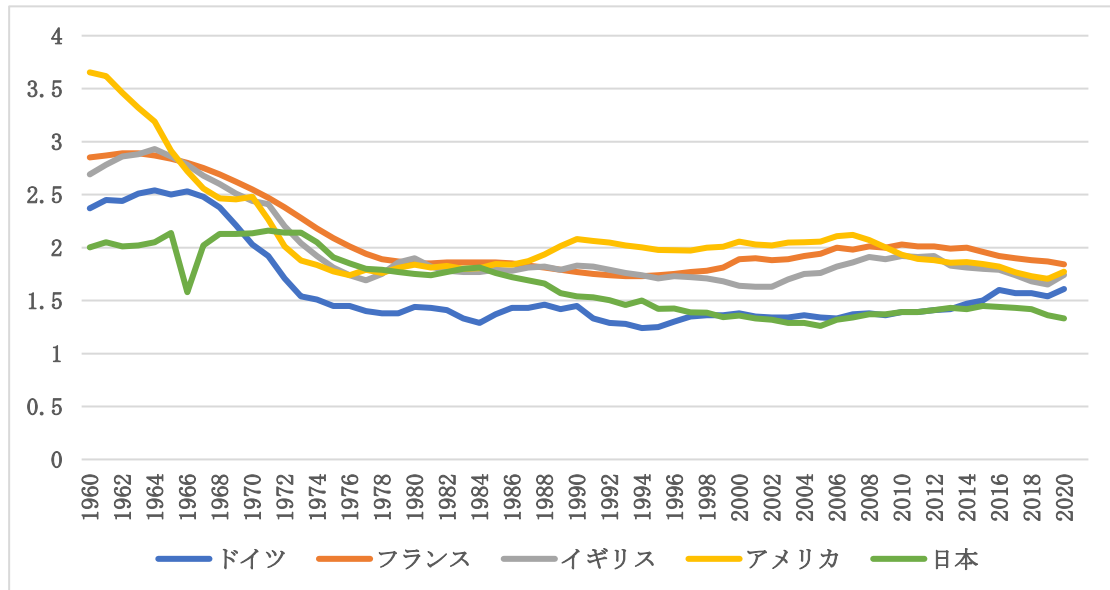


図2 合計特殊出生率の推移

(出所) OECD Family Database 2021、World Bank Open Data 2021 より筆者作成

図2によると、1960年には、全ての国は2.0以上の水準であったが、その後、1960年から1980年頃にかけて、全体的に低下していた。ドイツでは、1970年には2.0、1985年には1.37、2000年には1.38となり、出生率の低下は深刻である。また、フランスでは、1980年代後半から低下傾向となり、1993年は最低の1.73となった。しかし、一時的に少子化になっているものの、合計特殊出生率は1990年代から回復し、2017年までは概ね2.0以上の水準で推移している。ドイツ、フランス、イギリスとアメリカは1990年代から回復し、2010年頃は、再度低下する傾向が見られるようになった。その一方で、アメリカでは、1989年に合計特殊出生率が2.0となって以降、概ね2.0以上の水準で推移し、2007年時点では2.12となっている。また、イギリスの合計特殊出生率の推移を見ると、1960年代から1970年代後半にかけて低下し続け、その後、2003年あたりから緩やかに上昇している。近年再び低下傾向が見られるが、2008年から2012年まではアメリカと同じ、概ね2.0の水準で推移している。

中国、日本においては当面、人口減少に歯止めを掛ける目途が立っていない。しかし、経済的支援を含む子育て支援策の充実、仕事と育児の両立支援策を長期間にわたり継続的かつ総合的な取組を進めてきたフランスや、男女の家事育児負

担の平等化と女性の職場復帰を促したドイツなど、様々な少子化対策・家族政策を講じてきた国の経験は、今まさに人口減少に直面している中国、日本にとって重要な参考になるだろう。

そのほかに、中国において、「一人っ子政策」が実施された 1979 年～2015 年の時期でも、厳格に完全な「子どもが一人でなければならない」と言えない。また、地方によって差が存在する。都市部と農村部、少数民族地域によって、厳しく執行されたり、柔軟に執行されたり、政策通りに執行されなかったりすることがあった。各地域の社会、経済環境によって、政策効果が一律ではない。地域特性を無視して、全国一律な基準を押し付けるといった人口政策は適切であったかどうか、疑問が残されていると言わざるを得ない。

現在、経済の発展や社会的価値観の変化、個人の選択の多様化などにより、出産に対する考え方、行動は大きく変化した。出産は必然の選択とは考えなくなった人も少なくない。生活費の高騰、教育コストの増加、雇用をめぐる激しい競争などの要因により、多くの人が「育てる余裕がない」、「教える余裕がない」、「子どもが生まれると自分の時間がなくなる」、「子どもが生まれるとキャリアに影響が出てしまう」という不安を抱えている。二人子政策、三人子政策が実施されても、政府が期待された出生率の回復は起こらず、むしろ出生数は数年連続で減少傾向にあった。そうすると、充実な支援策を講じていない、単純に出産制限を解除した中国の人口政策は十分であるかどうか、まさに再考する必要があると思われる。

2. 各章の概要

本稿では、中国における人口政策を再考すること、および国際比較の視点から少子化対策への提案することという目的にあたり、以下の構成で検討する。その概要は次の通りである。

第一章では、中国における人口政策の変遷を概観した。人口政策は長期的に影響するものなので、「一人っ子政策」だけでなく、その他の政策の変化や運用も含めて人口政策全体を見るべきである。この章では、中国における計画出産政策には「一人っ子政策」と概括できない政策が地域や時期によって適用されており、

そうした差異を踏まえた人口動態の分析とそれに沿った政策評価が必要であることを提示した。

第二章では、出生と人口政策の関係を計量分析の手法で検証した。2013年以降の「一人っ子政策」の変遷は出生率が変化した要因になっているか検証するため、統制変数である地域ダミー変数を投入するかどうかによって、二つのモデルを使いパネル分析である固定効果モデルの推計を試みた。その結果、地域の違いによってもたらされた影響を考えない場合、「一方が一人っ子である夫婦は二人目の子供を持つことができる」という政策の実施は、出生数を高める可能性が示唆されているが、「全ての夫婦に第二子の出産が認める」という政策については、出生数に影響をあまり与えていないということがわかった。一方、地域の違いによってもたらされた影響を考える場合、上記の両政策は、出生数に影響をあまり与えていない可能性が示唆されている。そのほかに、地域の違いによってもたらされた影響はかなり顕著であった。農村部の人口が多く、政策が柔軟に執行された地域は、人口増加が高い可能性がある。分析の結果から、「一人っ子政策」は時代によって変遷されたものの、その効果は限定的であることがわかった。

なお、第一章、第二章は、「中国における人口政策再考—出生との関係を中心に」と題して、公表予定の研究論文に加筆および修正をなしたものである。（『弘前大学地域社会研究科年報第20号』、弘前大学地域社会研究科、2024年3月公表予定）

第三章では、OECD諸国と比較して、日本における少子化対策を検討した。日本の少子化対策を課題として以下の4点が明らかになった。第1は施策実施のタイミングが大幅に遅れていたことである。第2は、時間外労働の限度基準を削減する必要があるという点である。第3に、弾力的労働時間制度は、短時間労働を支持している法制度と並行する必要がある。第4に、育児休業制度と給付のみが不十分で、家族政策支出の拡大、支援策の充実が急がれる点を指摘した。

第四章では、社会学的な視点に立って、少子化の要因について検討した。そして、日中両国の子育て支援策の取組みを確認しながら、比較をしたうえ、日本における対策の課題および中国への示唆を述べた。日本では、少子化の大きな要因は未婚化である。しかし、従来の少子化対策では、未婚の若者を対象とする施策は少なかった。また、若者の経済的な不安定さがあることは、未婚化の背景の一

つになっている。非正規雇用の待遇改善や正社員化の促進、職業訓練の充実、賃金の引き上げ等により未婚の若者の雇用を改善し、将来の生活不安を解消して結婚に踏み切れるようにする政策が必要である。そのほかに、仕事と子育て両立支援に加え、結婚や出産の理由でキャリアを中断・復帰した女性の待遇改善等により、結婚・出産と就業の二者択一関係を解消し、結婚の機会費用を下げることは重要である。以上のことから、中国は今後、出産や育児への公的な経済支援、支援対象を拡大するほか、結婚支援・奨励政策を作ることとも必要であると提示した。なお、本章は、「少子化対策の日中比較—子育て支援策を中心に—」と題して、公表審査中の研究論文に加筆および修正をなしたものである。（『社会学評論』第74巻、日本社会学会、2024年3月、公表審査中）

第一章 中国における人口政策の変遷

1. 中国の人口動態

まず、1949年から2021年までの中国の人口動態を概観する。図3は、新中国が成立して以来の、出生率、死亡率、自然増加率を示しているものである。

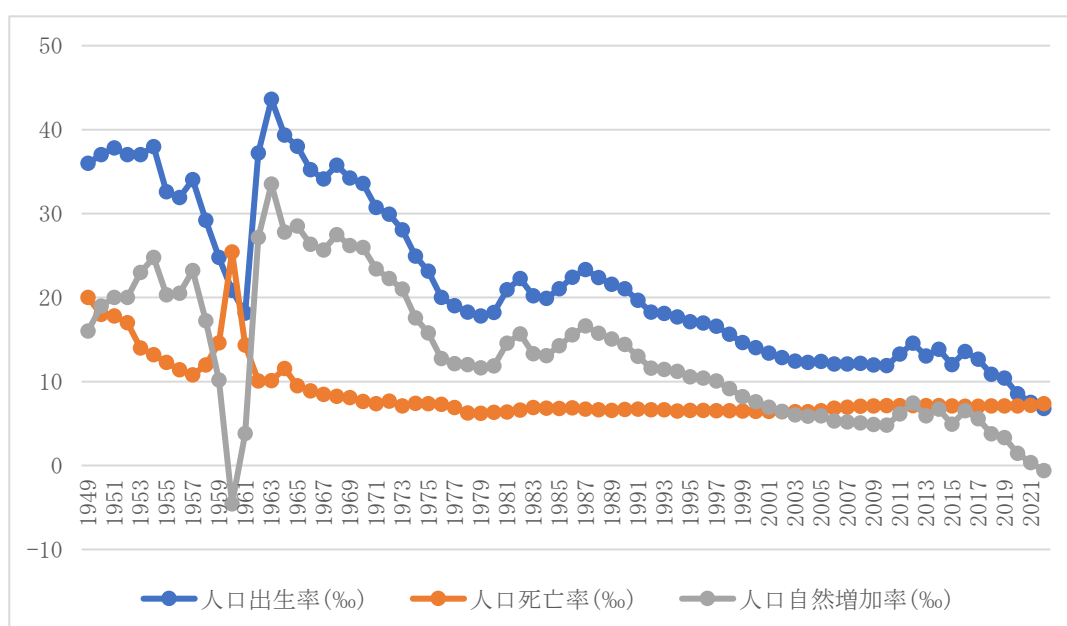


図3 中国における出生率、死亡率、自然増加率の推移

(出所)『中国統計年鑑』(2022)より筆者作成

図3から、中国の人口変動は、主に以下の8つの段階にまとめることができる。

①第一次ベビーブーム：1949年～1957年

国が成立し、国民経済を全面的に回復させ、農業と工業の生産力が建国前の最高水準に達した。そして、人口増加も国民経済の回復や医療衛生条件の改善によって速くなり、出生率の上昇と新生児死亡率の急減となった。

②人口自然増加の低迷期：1958年～1961年

1958年、国力増進、近代化を目指すために農工業の大増産政策である「大躍進運動」を実施した。人民公社を推進して積極的な経済拡大政策をとったが、1959年からの3年連続の自然災害、ソビエト連邦との関係の悪化、政策的、人的な誤

りによって大量の餓死者を出した。1958年から1961年の非正常死亡人口は約2680万人であった¹⁾。

③第二次ベビーブーム：1962年～1972年

大躍進運動によって引き起こされた経済のアンバランスと後退は深刻化し、その対応策として一連の経済調整政策が打ち出された。人口の再生産は経済の急速な回復によって大幅に上昇した。

④人口の自然増加低下傾向期：1973年～1980年

計画出産政策の推進が効果を及ぼす結果となった。

⑤第三次ベビーブーム：1980年～1995年

第二次ベビーブームに生まれた世代が子どもを持つ年齢に達したことが原因である。

⑥人口増加の安定期かつ少子化時期：1996年以降

人口抑制政策の普及により、出生率が低下し続けている。

⑦第四次ベビーブーム：2002年～2017年

第三次ベビーブームに生まれた世代が子どもを持つ年齢に達したことが原因である。

⑧超少子化時期：2017年以降

急速な出生率の低下があり、人口置換水準を大きく下回る時期である。

このように、「一人っ子政策」が施行し始めた1979年²⁾は、上記の④人口の自然増加低下傾向期になっている。また、図1から、人口出生率、自然増加率の低下は、「一人っ子政策」が実施される前の1970年代（上記③の時期）から始まったことがわかった。そのほかに、人口増加数を検討すると、同じく4億人の人口の増加数を見てみると、新中国が成立した1949年から「一人っ子政策」が実施される前の1979年まで、約30年間かかったことに対して、「一人っ子政策」が実施された1979年から2021年まで、約40年間かかった³⁾。このことから、人口増加スピードが低下したと言える。しかし、人口変動のデータのみでは、人口抑制政策は有効であるかどうか、「一人っ子政策」はどのような効力を発揮したかについて断言できない。

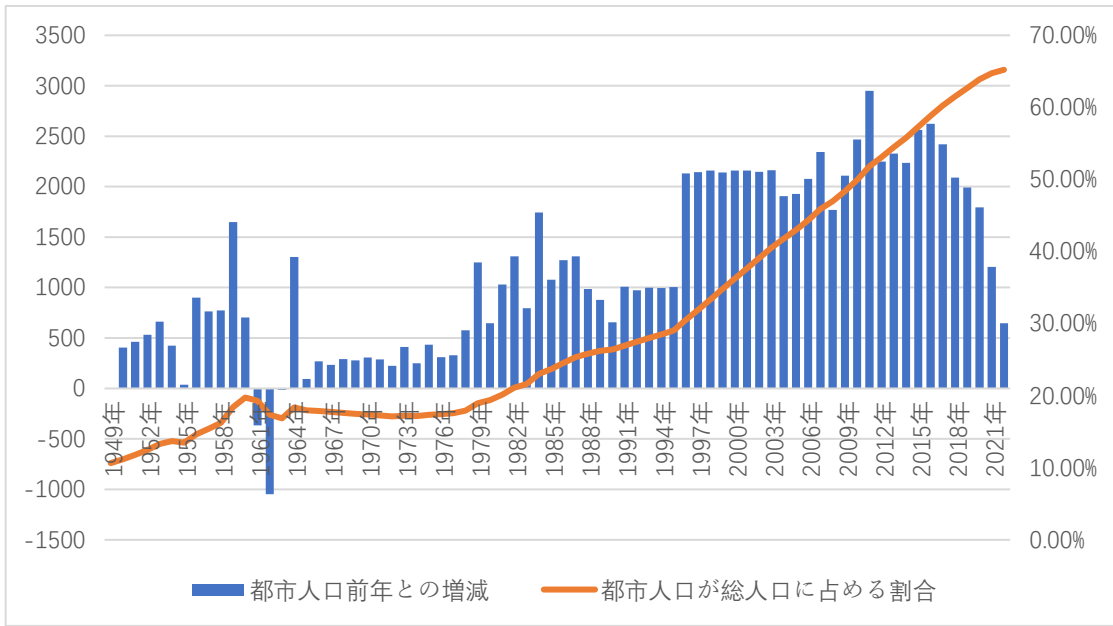


図4 都市人口の推移と都市化率

(出所)『中国統計年鑑』(2022)より筆者作成

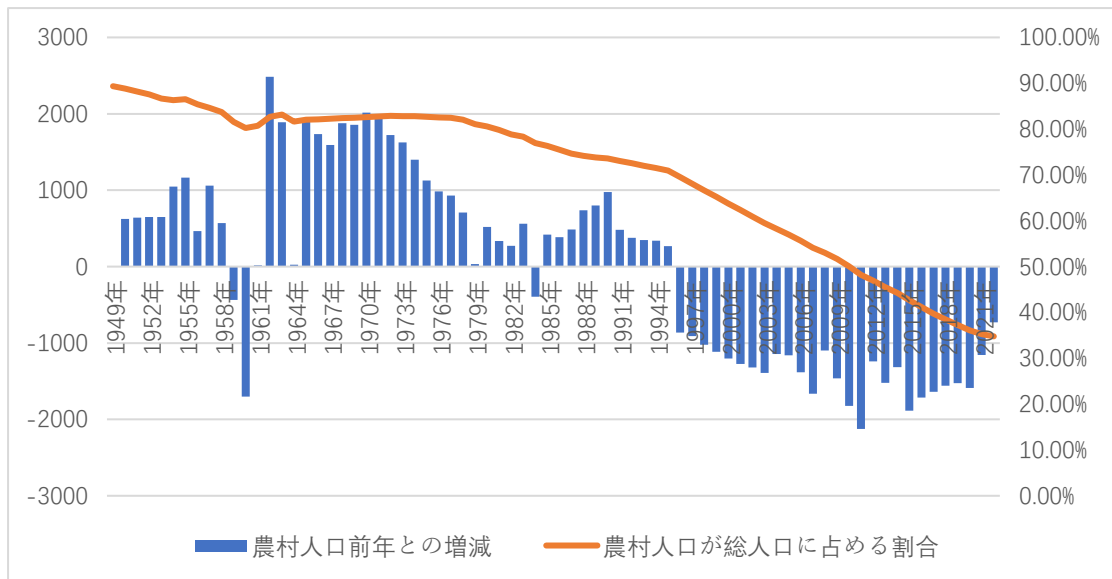


図5 農村人口の推移と都市への移動

(出所)『中国統計年鑑』(2022)より筆者作成

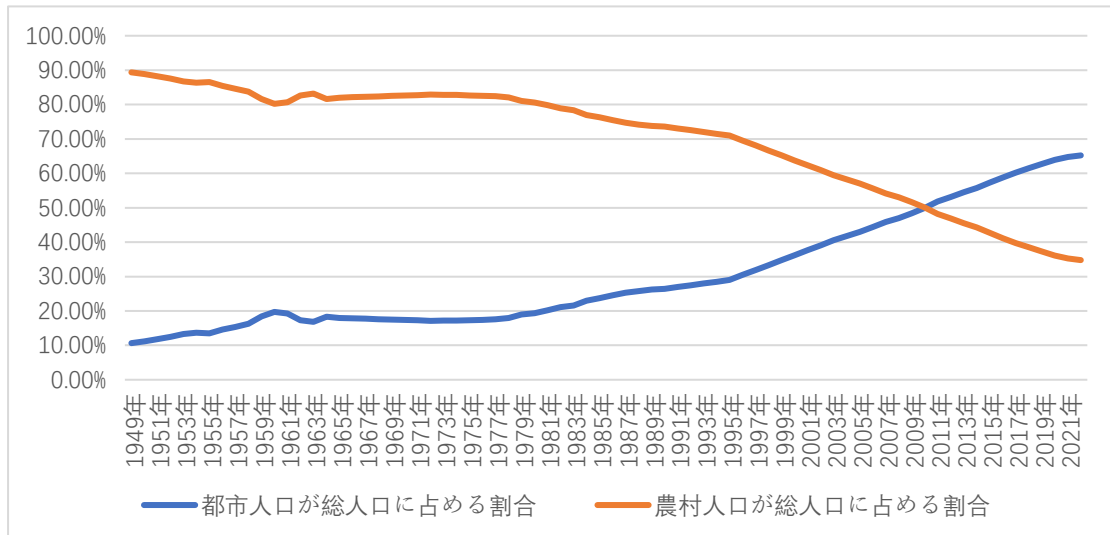


図6 都市、農村人口割合の推移

(出所)『中国統計年鑑』(2022)より筆者作成

また、中国政府は都市化を促進し、農村から都市への人口移動が続いている。図4、図5、図6は、都市、農村人口の推移と都市化率（都市人口が総人口に占めている割合）の変化を示しているものである。以上の3つの図から、2021年の時点で、中国の都市化率は約64.72%であったことがわかった。長期的、人口が農村から都市へ移動も確認できた。特に、1990年代以降、中国の都市化プロセスは、沿岸地域から内陸地域に向けて広がった。都市化の水準は持続的に向上し、都市の数も著しく増加し、中国の都市化の急速な進展を反映している。都市化は、人口の流動や都市の建設の急速な進展をもたらすだけでなく、国家の経済と社会構造にも深い影響を与えた。

2. 「計画出産政策」の変遷

人口の増加、減少に関しては、中国も含め、世界中で多く議論されている。18世紀、マルサスの人口論では、人口が食糧供給を超えて増えると貧困や飢餓が増加すると予測した。一方、Boserup (1965)⁴⁾によれば、人口密度が増すと、人々は新たな技術を開発して食糧生産を増やすようになると主張した。また、Simon (1995)⁵⁾は、人間の知識と創造性が最も重要な資源であり、これらは人口が増えるほど豊富になると主張した。人口増加は、新しいアイデアとイノベー

ションを生み出し、それが社会全体の生活水準を高めると提示した。しかし、1953年、中国の初回の国勢調査では、総人口が6億を超えたことがわかり、過剰な人口は食糧不足や経済格差の拡大、環境汚染などの経済社会問題を引き起こすという問題が初めて露呈した。中国は世界で最も人口が多い国として、その人口政策は常に注目を集め、議論がなされてきた。1957年7月5日には、『人民日報』に馬寅初の「新人口論」が掲載された。馬寅初は、1953年の国勢調査データと自身が行った農村調査から、中国の人口増加が過度であるという問題を認識し、「人口をコントロールすることが急務であり、そうでなければ国民経済の発展と人民の生活に重大な影響を及ぼす」と主張した。その後、政策の反復と転換を経て、中国の計画出産政策が最終的に確定し、実施された。

そして、「計画出産政策」の変遷を概観する。表1は、中国における「計画出産政策」の変遷を示しているものである。

表 1 中国における「計画出産政策」の変遷

	年	時期	代表的な政策
「一人っ子政策」の 実行前期	1949年～ 1953年	出産制限なしの時期	1950年、『機関部隊女子幹部の墮胎の制限弁法』を公表し、違法の墮胎と避妊手術も批判された。
	1954年～ 1958年	計画出産への検討期	1955年、中国共産党中央委員会が『人口問題に関する指示』を出し、「コントロールが必要」と認識された。 1957年、馬寅初が『人民日報』に『新人口論』を発表した。毛沢東が人口問題を重視する旨の講話を発表した。
	1958年～ 1961年	中断期	1958年、大躍進、人民公社運動始まった。 1959年から、3年連続の重大な自然災害があった。
	1962年～ 1970年	計画出産への検討再開、 実行準備期	1962年、中国共産党中央と国務院が『真剣に計画出産を提唱することに関する指示』を公布した。 1963年、「計画出産工作委員会」を各地に設置した。
	1971年～ 1978年	計画出産政策の全面推進 期	1971年、『計画出産活動実施に関する報告』が発表され、晩婚や計画出産活動を自覚で進めることが提唱された。 1973年、「国務院計画出産指導小組」が成立し、『晩・稀・少』という政策を打ち出した。
	「一人っ子 政策」の 実行期	1979年～ 1984年	例外なく子どもが「一人 」と要求された時期
1984年～ 1990年		農村部で「1.5人」体制と なった調整期	1984年、『計画出産工作状況に関する報告』を公表され、農村では、許可得て2人目の子供を生むことができる。
1991年～ 90年代半 ば		政策が厳しく施行された 強化期	1991年、中国共産党中央委員会と国務院により『計画出産工作の強化・人口増加の厳しい抑制に関する決定』が出され、計画出産の完成度を幹部の評価と関連した。
1990後半 ～2000年 代半ば		変容期	1995年、『中国女性発展要綱』が公表され、「女性の出産の権利を保障する」という規定がある。
2000年代 半ば～ 2015年		政策転換が始まった収束 期	2001年、『人口・計画生育法』を公表し、全国16市で「人口・計画生育政策」を実験的に適用した。（一人っ子であった夫婦同士には二児政策を適用） 2012年、共産党第十八回代表大会で「計画生育政策」に関する基本方針を修正した。 2013年、中国共産党十八届第三回総会『中共中央全面深化改革若干重大問題の決定』では、「計画出産を基本的な国策とし、一方が一人っ子である夫婦は二人目の子供を持つことができる政策を実施し、出産政策を段階的に調整し、完善させ、人口の長期的な均衡発展を促進する」と提唱された。
「一人っ子 政策」の 廃止後	2015年～ 2021年	「二人っ子政策」期	2015年、中国共産党十八届第五回総会において「第十三期五カ年計画案」が採択され、全ての夫婦に第二子の出産が認められる「全面二人っ子政策」が決定した。同年12月に、人口及び計画出産法が改正され、「第二子出産の奨励」（第18条）、「産前産後休業の延長」（第25条）が定められている。
	2021年以 降	「三児政策」期	2021年、中央政治局会議において、「出産政策の最適化による人口の均衡ある長期的発展の促進に関する決定」が審議され、夫婦1組につき3人までの出産を認める方針が示された。

（出所）中国国家人口计划生育委員会《历史的记录：中国人口和计划生育事业发展 60 年回望》（2009）を参照し一部加筆して作成

表 1 から、中国における「計画出産政策」は、「一人っ子政策」の施行期間のほか、それを施行した 1979 年以前の時期、廃止した 2016 年以降の時期も含まれている。1954 年、計画出産についての検討が始まった。途中中断の時期があったが、1973 年 7 月、「国務院計画出産指導小組」が設立され、同年 12 月に「晩・稀・少」（「晩」とは男満 25 歳、女満 23 歳以上に遅らせて結婚すること、「稀」とは

出産間隔 3 年以上あけること、「少」とは最多 2 人の子どもを産むことである。) という政策を打ち出した。

また、「一人っ子政策」の実行期でも、時期や地域の違いなどによって、政策が変わったことがわかった。1979 年～1984 年は、例外なく子どもが「一人」と要求された時期である。この時期では、政策による制限がもっとも厳しく、都市部でも農村部⁶⁾でも、すべての夫婦に子どもは 1 人だけとされた。しかしその後、1984 年 4 月に、『計画出産工作状況に関する報告』（「第 7 号文件」⁷⁾）が公表され、農村では、許可を得て 2 人目の子供を生むことができるようになった。多くの地方が「第 7 号文件」に基づいて「計画出産条例」を制定し、条件を定めた。表 2 は、「第 7 号文件」が公表後から 1990 年代まで、一人っ子政策が緩められた状況および、各地域が定めた「計画出産条例」の規定条件を示しているものである。

表 2 各地域の第 2 子出産規定

	規定	地域
都市	原則：国家幹部、一般労働者、都市住民は1夫婦あたり子ども1人 第2子許可条件： ①第1子が非遺伝性の障害者で、働けない場合 ②夫婦がともに一人っ子 ③結婚後5年以上の不妊で、養子ももらってからの妊娠 ④夫婦がともに帰国した華僑	全国共通
農村	条件により、厳しい検討のうえで、許可（割合10%以内）	北京市、天津市、上海市、四川省、江蘇省
	第1子が女子で、間隔4年以上、母親28歳以上	河北省、山西省、内蒙古自治区、遼寧省、吉林省、黒龍江省、浙江省、安徽省、福建省、江西省、山東省、河南省、湖北省、湖南省、広西チワン族自治区、貴州省、陝西省、甘肅省
	第1子の性別問わず、許可	寧夏回族自治区、雲南省、青海省、広東省、海南省
少数民族地域	転入した少数民族に対し、転入前の居住地から第2子出産許可を得て、すでに妊娠している	北京市、天津市、上海市
	夫婦がともに少数民族	河北省、山西省、内蒙古自治区、吉林省、黒龍江省、安徽省、福建省、山東省、広西チワン族自治区、貴州省、陝西省、雲南省
	夫婦どちらかが少数民族	寧夏回族自治区、青海省
	夫婦がともに少数民族、どちらかが農民。または夫婦どちらかが少数民族で、ともに農民	遼寧省、湖南省

(出所) 若林敬子・聂海松『中国人口問題の年譜と統計 (1949～2012)』、御茶の水書房 (2012)、中国各地人民政府の公表資料、人口計画出産条例を参照して筆者作成

表 2 を見ると、都市部では、かなり厳しい「一人っ子」が要求されたが、農村部、少数民族地域では、それほどではなかった。この時期、農村部では、間隔を取れば、およそ半数の夫婦に第 2 子の出産が認められたことから、「1.5 人」体制とも呼ばれた。

そのほかに、1991 年～90 年代半ばは、政策が厳しく施行された強化期である。表 3 は、政策による出産への制限の強さ (前時期と比較) を示しているものである。1991 年、中国共産党中央委員会と国務院により『計画出産工作の強化・人口増加の厳しい抑制に関する決定』(「第 9 号文件」)⁸⁾ が出され、計画出産の完成度を幹部の評価に関連させた。政策の厳格執行が要求されたのは、この時期までとなっている。その後、「一人っ子政策」は変容期、収束期に入り、2001 年、『人口・計画出産法』が公表され、経済的制裁が規定されたほか、柔軟な政策施行を目指している。2013 年、中国共産党十八届第三回総会『中共中央全面深化改革若干重大問題の決定』では、「計画出産を基本的な国策とし、一方が一人っ子である夫婦は二人目の子供を持つことができる政策を実施し、出産政策を段階的に調整し、改善し、人口の長期的な均衡発展を促進する」と提唱された。2015 年、中国共産党十八届第五回総会において『第十三期五カ年計画案』が採択され、全ての夫婦に第二子の出産が認められる「全面二人っ子政策」が決定した。同年 12 月に、人口及び計画出産法が改正され、「第二子出産の奨励」(第 18 条)、「産前産後休業の延長」(第 25 条)が定められている。このことにより、「一人っ子政策」が完全に廃止された。しかし、「一人っ子政策」が廃止されても、「計画出産政策」は継続している。出生は、依然として国がガバナンスの強化に取り組んでいくものである。

表3 政策による出産への制限の強さ（前時期と比較）

	年	時期	政策による出産への制限の強さ（前時期と比較）	
			都市部	農村部
「一人っ子政策」 の実行前期	1949年～1953年	出産制限なしの時期		
	1954年～1958年	計画出産への検討期		
	1958年～1961年	中断期		
	1962年～1970年	計画出産への検討再開、実行準備期		
	1971年～1978年	計画出産政策の全面推進期		
「一人っ子政策」 の実行期	1979年～1984年	例外なく子どもが「一人」と要求された時期	強	強
	1984年～1990年	農村部で「1.5人」体制となった調整期	強	弱
	1991年～90年代半ば	政策が厳しく施行された強化期	強	強
	1990後半～2000年代半ば	変容期	弱	弱
	2000年代半ば～2015年	政策転換が始まった収束期	弱	弱
「一人っ子政策」 の廃止後	2015年～2021年	「二人っ子政策」期	弱	弱
	2021年以降	「三児政策」期	弱	弱

表4 一人っ子政策の仕組み

法・条例	内容
婚姻法（1980年）	<ul style="list-style-type: none"> ・結婚年齢制限（男性22歳以上、女性20歳以上） ・夫婦別姓、離婚、優生
憲法（1982年）	<ul style="list-style-type: none"> ・国は計画出産を推進し、人口増加を経済社会発展計画に適応させる。 ・計画出産の義務化 ・扶養の義務化 ・婚姻自由
各地計画出産条例（新設・改定）（1992年以来）	<ul style="list-style-type: none"> ・結婚年齢制限：都市：男性27歳、女性25歳 農村：男性25歳、女性23歳 ・子ども1人の宣言をして、一人っ子証の配布 ・2子以上は特定の条件を満たすのみ、間隔4年で、許可が必要 ・超過出産・計画外の出産に対する経済制裁と処罰 ・人口目標管理責任制
母子保健法（1994年）	<ul style="list-style-type: none"> ・婚前検査 ・遺伝相談 ・産前診断 ・母子健康保険
人口・計画出産法（2001年）	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの「一人っ子政策」の法的根拠 ・超過出産費を「社会扶養費」と名称変更
一人っ子宣言実施の夫婦に対する優遇	<ul style="list-style-type: none"> ・奨励金の支給 ・保育施設への優先、保育費補助 ・学校への優先入学、学費補助 ・医療費支給 ・就職優先 ・住宅の配分優遇（農村では宅地） ・退休金の加算と割増
計画外出産に対する罰則	<ul style="list-style-type: none"> ・超過出産費の徴収、夫婦双方賃金のカット ・社会養育費（保育費、学費）の徴収 ・医療費と出産ための入院費が自己負担に ・昇給昇進停止

(出所) 若林敬子・聂海松『中国人口問題の年譜と統計 (1949～2012)』、御茶の水書房 (2012)、中国各地人民政府の公表資料、人口計画出産条例を参照して筆者作成

以上、中国における人口動態および「計画出産政策」の変遷を概観した。結論として以下のようにまとめたい。第一に、「一人っ子政策」は、「計画出産政策」の一部分である。「一人っ子政策」が実施された 1979 年～2015 年時期でも、厳格に完全な「子どもが一人でなければならない」と言えない。第二に、地方によって差が存在する。都市部と農村部、少数民族地域によって、厳しく執行されたり、柔軟に執行されたり、政策通りに執行されなかったりする⁹⁾ ことが見られる。

また、一人っ子政策の仕組み、法的根拠を表 4 で示したい。表 4 から、「計画出産政策」の範囲はもっと広く、「一人っ子政策」だけでなく、その他の政策の変化や運用も含めて計画出産政策全体を見るべきである。「一人っ子政策」が行われていた時期、中国における計画出産政策には「一人っ子政策」と概括できない政策が地域や時期によって適用されていることがわかった。

現在、以前の人口政策が引き起こした一連のネガティブな影響が徐々に明らかになってきており、労働年齢人口の規模の持続的な減少は中国の経済成長を遅らせることになっている。2013 年、一方が一人っ子である夫婦は二人目の子供を持つことができる政策を実施した。2016 年以降は、「二人っ子政策」が全面的に実施されている。この一連の政策の調整は、長年実行していた「一人っ子政策」の事実上の廃止であると同時に、人口政策への関心を再び引きつけることとなった。次の章からは、計量分析の手法を使い、2013 年以降の「一人っ子政策」の調整が出生が変化した要因になっているか検証したい。

第二章 計量分析から見た出生と人口政策の関係

1. 先行研究とその課題

中国の計画出産政策について、手塚（1992）¹⁰⁾ は、「一人っ子政策」は計画出産政策の典型的なもので、一組の夫婦は生涯一人の子の出産が原則であり、違反者には大変重い処罰を課す政策であると述べている。また、若林（2005）¹¹⁾、于（2018）¹²⁾ によると、中国共産党中央委員会と国務院は 1980 年 9 月 25 日に《关于控制我国人口增长问题致全体共产党员共青团员的公开信》（日本語訳：『人口の増加抑制の問題に関するすべての共産党員・共産主義青年団員への公開書簡』）を公表した。この公開書簡の要旨は、20 世紀末までに中国の人口総数を 12 億以下に抑制するために、国務院がすでに全国民に対し「夫婦一組につき子どもは一人」を提唱することを呼びかけているということである。この公開書簡の発表により中国の「計画出産政策」は公表され、「一人っ子政策」を国の政策として浸透させ、全面実施に至った。しかし、李（2013）¹³⁾ は、「一人っ子政策」の影響を受けたのは、総人口の 35.9%に満たないと述べている。つまり、この政策の規制が一律的ではなかったことがわかった。また、「一人っ子政策」の有効性について多く議論されてきた。「一人っ子政策」の介入の有効性が顕著ではないと主張している研究では、出生の減少の理由は主に 1970 年代に実施された政策、経済発展に帰結していると述べている。

John（1985）¹⁴⁾ は、中国政府が公表している合計特殊出生率と国連が発表している人口中位数の推移を用いて、将来人口推計を行った。その結果、婚姻年齢を遅らせることや早産傾向を抑制すること、そして出産間隔を調整することによって、人口を十分にコントロールできると主張した。Whyte et al.（2015）¹⁵⁾ は、避妊に関するデータと合計特殊出生率のデータの推移を用いて、「一人っ子政策」が実施される前の 1970 年代でも出生は厳しく制限されていたという事実を明らかにした。つまり、出生率の低下に伴う人口の自然減は、1970 年代にすでに始まっていたのである。また、「一人っ子政策によって、4 億の出生数を減少させた」という認識を批判したうえで、80 年代の経済発展は出生の減少の一因にな

っていると提示した。梁、譚、景（2000）¹⁶⁾ は、1980年の合計特殊出生率のデータ、女性の平均出産年齢の公表データを使い、1980年の合計特殊出生率を再計算した。その結果、80年代の出生率の変化理由は、人口政策ではなく、農村経済体制の変更にあったと主張した。

一方、「一人っ子政策」はある程度有効であると評価した研究もある。McElroy & Yang（2000）¹⁷⁾ によると、「一人っ子政策」の実施によって合計特殊出生率の下げ幅はおよそ0.3になっている。また、García（2018）¹⁸⁾ によると、1978年～2010年の間、「一人っ子政策」の実施は、約4000万人の出生の減少をもたらした。LIU et al.（2020）¹⁹⁾ は、出生率、女性の割合、GDPなどのデータを使い、個別事例の因果推論における Synthetic Control Method（SCM）の方法によって分析を行った。その結果、1970年代の「晩・稀・少」という政策が実施された直後、出生数に変動したが、長期的に見ると、政策の効果は限定的であった。1971年～2016年の間に、政策による出生の減少数は約1.64億から約2.68億と推測されている。林、翟（1996）²⁰⁾ は、GDP、純収入や都市人口比率、人口政策の強度、期待寿命などのデータを用いて、合計特殊出生率の規定要因に、人口政策だけが有意であることを明らかにしている。そのほかに、陶、来（2018）²¹⁾ は、1980年～2016年の浙江省のデータのうち、経済、流動人口、教育、高齢化、出生政策を説明変数とし、重回帰分析を行った。その結果、出生率と出生政策の間には正の相関があったことを明らかにした。

以上の研究では、中国の「計画出産政策」は、「一人っ子政策」を中心に議論されてきた。しかし、「計画出産政策」の範囲はもっと広く、「一人っ子政策」だけではない。そこで、本稿では、中国の時期的に、地域的に複雑な「計画出産政策」について確認したうえ、その他の政策の変化やその運用も含めて計画出産政策全体を検討する。また、先行研究では、出生率を左右するのが政策介入なのか経済成長なのかについて、一定の結論が出されている。しかし、分析方法としては、多くが記述統計学にとどまっており、観測データの特徴を捉えたに過ぎない。そこで、本稿では、統計データを用いて統計的な因果推論を行うことで、計画出産政策の政策効果を明らかにする。

そのほかに、各地域の社会、経済環境によって、政策効果が一律ではない点を考慮し、本章では、5つの地域のパネルデータを使い、計画出産政策の効果を重

回帰分析で検証する。

2. 使用データと分析方法

使用するデータは、中国国家统计局が公表した『人口センサス（1982、1990、2000、2010、2020）』の1985年～2021年のデータである。そのうち、人口センサスが実施されていない年のデータは、各年に実施された『人口センサス 1%サンプル調査』、『中国統計年鑑』（1985年～2021年）、および各地域が公表した『統計年鑑』（1985年～2021年）によるものである。

(1) 変数の説明および記述統計量

前述のように、2013年、一方が一人っ子である夫婦は二人目の子供を持つことができる政策を実施した。2016年以降は、「二人っ子政策」が全面的に実施されている。それによって、政策に関する変数処理について、以下のように示したい。P1、P2は、それぞれの政策が調整された前後を示しているものである。

$$P1 = \begin{cases} 0 & 1985 \leq t < 2013 \\ 1 & 2013 \leq t \leq 2021 \end{cases} \quad P2 = \begin{cases} 0 & 1985 \leq t < 2016 \\ 1 & 2016 \leq t \leq 2021 \end{cases}$$

また、地域の違いによってもたらされた影響を検討するため、都市部、農村部、少数民族自治区の特徴を反映できる地域のうち、中国の東北地域、東地域、南地域、北西地域、少数民族地域から、それぞれ代表の省（市、自治区）を一つ選んだ。選ばれた地域の間、都市化率（当該地域の都市人口が総人口に占めている比率）はかなりの差が存在している。中国国家统计局（2021）のデータによると、上海市の都市化率は全国最も高い。それに対し、甘粛省の都市化率はまだ低い水準にとどまっている。人口構成を見ると、広東省は3000万以上の農村人口を持ち、農村部の人口だけでも、上海市全域の人口より多い。表5は、5つの地域の都市化率と人口構成を示しているものである。

表 5 都市化率と人口構成（2021 年）

	黒龍江省	上海市	広東省	甘肅省	内モンゴル 自治区
都市化率（%）	66.20	89.30	74.79	54.19	68.60
都市人口（万人）	2052.00	2210.97	9465.40	1350.64	1647.20
農村人口（万人）	1047.00	264.92	3191.40	1141.78	753.97

（出所）中国国家统计局（2021）のデータを参照して筆者作成

そのほかに、当該地域=1、ほかの地域=0とした「黒龍江省ダミー変数」、「上海市ダミー変数」、「広東省ダミー変数」、「甘肅省ダミー変数」、「内モンゴル自治区ダミー変数」を統制変数に用いる。使用変数は表 6に、変数の記述統計量は表 7に示したい。

表 6 変数および英語表記

		英語表記
被説明変数	出生数（万人）	Number of births
説明変数	可処分所得（万円）（都市部）	Income(city)
	可処分所得（万円）（農村部）	Income(rural)
	年末総人口（戸籍人口、非戸籍人口） （万人）	Population
	大学以上在学学生数（万人）	Currently studying
	医療機関の病床数（万）	Number of beds
	黒龍江省ダミー変数	HLJ dummy
	上海市ダミー変数	SH dummy
	広東省ダミー変数	GD dummy
	甘肅省ダミー変数	GS dummy
	内モンゴル自治区ダミー変数	NMG dummy
	P1	/
	P2	

表7 記述統計量

変数	平均	標準偏差	最小	最大
Number of births	47.98	40.46	7.177	166.1
Income(city)	15,812	16,681	641	82,429
Income(rural)	6,303	7,136	257	38,521
Population	3,866	2,864	1,233	12,684
Currently studying	41.33	47.39	2.810	254.0
Number of beds	13.47	9.986	4.090	58.90
HLJ dummy	0.200	0.401	0	1
SH dummy	0.200	0.401	0	1
GD dummy	0.200	0.401	0	1
GS dummy	0.200	0.401	0	1
NMG dummy	0.200	0.401	0	1
P1	0.243	0.430	0	1
P2	0.162	0.370	0	1

観察数：185

(2) モデルの選択と分析手法

パネルデータを分析する推定法の選択にあたっては、まずプーリング推定か固定効果推定かの選択のために、定数項が期間を通じて共通であるとの帰無仮説のもと F 検定を行う。帰無仮説が棄却された場合、固定効果推定が受容される。続いて固定効果推定と変量効果推定の間で選択を行うため、特有の効果と説明変数が無相関であるとの帰無仮説のもと Hausman 検定²²⁾を行う。帰無仮説が棄却された場合、固定効果推定が受容される²³⁾。

推計では、プーリング回帰モデル、固定効果モデル、変量効果モデルの比較によりモデルを選択する。複数時点にわたるクロスセクションデータを統合し、通常の最小二乗法による回帰モデルはプーリング回帰モデルとされるが、固定効果モデルやランダム効果モデルを用いることで、プーリング回帰モデルでは行うことができない「観測不可能な個体特有の効果」を取り除いた分析が可能となる。

まず、プーリング回帰モデルと固定効果モデルの間では F 検定を行う。検定の結果、1%の有意水準で、帰無仮説「個別効果がない」は棄却されることがわかる。つまり、固定効果モデルが支持される。さらに、固定効果モデルと変量効果モデル間では、Hausman 検定を行う。その結果、1%の有意水準で、帰無仮説「個別効果と説明変数に相関はない」は棄却されることがわかる。そうすると、固定効果モデルが支持される。

以上で、出生数の決定関数を推定するにあたり、少なくとも検定を行ったモデルの中で、固定効果モデルによる推定が適切であるという確認を取れたと考えられる。

以下のような t 時点での出生数 i の決定関数を推計モデルで想定する。このモデルにおいて、各変数（対数值）、誤差項に含まれる個別効果を θ_i 、真の攪乱部分を ε_{it} 、 θ_i と ε_{it} はお互いに独立とする。固定効果モデルでは、個別効果 θ_i は時点を通じて一定であり、かつ少なくとも一つの説明変数と相関すると仮定されている。 c は定数項である。

$$\begin{aligned} \text{Number of births}_{it} = & c + \beta_{ic} \text{Income(city)}_{it} + \beta_{ir} \text{Income(rural)}_{it} + \beta_p \text{Population}_{it} + \\ & \beta_c \text{Currently studying}_{it} + \beta_{nb} \text{Number of beds}_{it} + \beta_{p1} P1_{it} + \beta_{p2} P2_{it} + \theta_i + \varepsilon_{it} \end{aligned} \quad (1)$$

分析は、二つのモデルに分けて推定を行う。1 つ目のモデルは、地域の違いによってもたらされた影響を考えていない。その推計モデルは (1) のように示している。また 2 つ目のモデルは、地域の違いによってもたらされた影響を考慮し、1 つ目のモデルで使用した変数とダミー変数を入れて推定を行った。その推計モデルは (2) のように示している。ダミー変数の設定のところで、上海を基準として、4 つの地域を変数として用いた。

$$\begin{aligned} \text{Number of births}_{it} = & c + \beta_{ic} \text{Income(city)}_{it} + \beta_{ir} \text{Income(rural)}_{it} + \beta_p \text{Population}_{it} + \\ & \beta_c \text{Currently studying}_{it} + \beta_{nb} \text{Number of beds}_{it} + \beta_{p1} P1_{it} + \beta_{p2} P2_{it} + \beta_{HLJ} \text{HLJ dummy} + \\ & \beta_{GD} \text{GD dummy} + \beta_{GS} \text{GS dummy} + \beta_{NMG} \text{NMG dummy} + \theta_i + \varepsilon_{it} \end{aligned} \quad (2)$$

3. 推定結果

表 8 には、推定の結果が示されている。1 つ目のモデルの推定結果を左欄に、2 つ目のモデルの推定結果を右欄に示している。

表 8 推定結果

	(1) 係数 (標準誤差)	(2) 係数 (標準誤差)
定数項 (c)	-5.347*** (0.486)	-7.406*** (0.816)
Income(city)	0.382*** (0.0862)	-0.0249 (0.148)
Income(rural)	-0.609*** (0.0898)	-0.268 (0.164)
Population	1.348*** (0.0842)	1.643*** (0.127)
Currently studying	-0.174*** (0.0442)	-0.155*** (0.0392)
Number of beds	0.00298 (0.136)	0.333* (0.133)
P1	0.249*** (0.0680)	0.113 (0.0589)
P2	0.0116 (0.0658)	-0.0601 (0.0554)
HLJ dummy		-0.567*** (0.0929)
GD dummy		0.694*** (0.166)
GS dummy		0.124 (0.101)
NMG dummy		-0.00727 (0.0695)
	調整済決定係数： 0.91	調整済決定係数： 0.96
観察数：185		

注) ***：1%、**：5%、*：10%水準で有意。

1 つ目のモデルによる推定には「可処分所得（都市部）」、「可処分所得（農村部）」、「年末総人口」、「大学以上在学学生数」、「医療機関の病床数」、「P1」、「P2」の 7 つを説明変数として含んでいる。「可処分所得（都市部）」、「年末総人口」、

「P1」の3つの指標については、「出生数」に有意に正の影響を与えている。「可処分所得（農村部）」、「大学以上在学学生数」の2つの指標については、「出生数」に有意に負の影響を与えている。このことから、都市部の経済発展、在住人口の増加、「一方が一人っ子である夫婦は二人目の子供を持つことができる」という政策の実施は、出生数を高める可能性が示唆されている。また、農村部の経済発展、高学歴人数の増加は、出生数を抑制する可能性が示唆されている。一方で、「医療機関の病床数の変化」、「全ての夫婦に第二子の出産が認める」という政策については、出生数に影響をあまり与えていない。2015年末から施行された政策の効果は、限定的であると評価できると考えられる。

また、2つ目のモデルによる推定は、「可処分所得（都市部）」、「可処分所得（農村部）」、「年末総人口」、「大学以上在学学生数」、「医療機関の病床数」、「P1」、「P2」、「黒龍江省ダミー変数」、「広東省ダミー変数」、「甘肅省ダミー変数」、「内モンゴル自治区ダミー変数」の11個を説明変数として含んでいる。「可処分所得（都市部）」、「医療機関の病床数」の指標については、「出生数」に有意に正の影響を与えている。「大学以上在学学生数」の指標については、「出生数」に有意に負の影響を与えている。このことから、在住人口の増加は、出生数を高める可能性が示唆されており、学生が多い地域は、女性の学生を含め、出産できる状況ではない人が多いから、出生数を抑制する可能性が示唆されている。

一方、「P1」、「P2」の係数はともに有意ではなかった。地域ダミーを入れて「P1」が有意ではなくなるのは、地域ダミーと相関があり、標準誤差が膨らんでいる可能性がある。このことは、広東省のような人口が多い地域、特に農村部の人口が多い地域は、「一方が一人っ子である夫婦は二人目の子供を持つことができる」という政策が効きやすいので、地域ダミーのほうに係数の効果が吸われている可能性がある。一方、「全ての夫婦に第二子の出産が認める」という政策については、出生数に影響をあまり与えていない可能性を示唆している。

そのほかに、地域の違いによってもたらされた影響を見ると、「広東省ダミー変数」は正で有意であり、「黒龍江省ダミー変数」は負で有意であった。地域の違いによってもたらされた影響はかなり顕著であったことがわかった。表5が示したように、ベースとなる上海市が都市部の割合が高い。広東省では、農村部の人口が上海市と比べてかなり多い。広東省ダミーが正で有意であることは、農村

部の人口が多く、政策が柔軟に執行されたので、人口増加が高い可能性がある。また、2021年では、広東省の常住人口が1億2千万人を超えており、年々増加傾向にある。それに対して、黒龍江省の常住人口は3100万人であり、2011年から減少が続けている²⁴⁾。こうした点については、両地域の地域性や常住人口の規模、人口移動という点が影響している可能性があると考えられる。

本章では、2013年以降の「一人っ子政策」の調整は出生率に変化した要因になっているか検証するため、統制変数である地域ダミー変数を投入するかどうかによって、二つのモデルを使いパネル分析である固定効果モデルの推計を試みた。その結果、地域の違いによってもたらされた影響を考えない場合、「一方が一人っ子である夫婦は二人目の子供を持つことができる」という政策の実施は、出生数を高める可能性が示唆されているが、「全ての夫婦に第二子の出産が認める」という政策については、出生数に影響をあまり与えていないということがわかった。

一方、地域の違いによってもたらされた影響を考える場合、上記の両政策は、出生数に影響をあまり与えていない可能性が示唆されている。そのほかに、地域の違いによってもたらされた影響はかなり顕著であった。農村部の人口が多く、政策が柔軟に執行された地域は、人口増加が高い可能性がある。

分析の結果から、「一人っ子政策」は調整されたものの、その効果は限定的であることが解釈できると考えられる。厳しい少子化の状況を改善するため、「2人目できる」という政策より、「2人目を持つことができる」ため、国は、より充実した支援策を講じるべきである。また、地域の間には、かなりの差が存在することから、その地域に相応しい政策の実行が必要となると思われる。

最後に、本章の分析に残された課題について述べておきたい。まず、5つの代表地域という限定的な地域における「一人っ子政策」の調整が出生に影響を与えないことを示した。したがって、本章が示した推定結果のみでは、全国範囲で「一人っ子政策」の調整が出生に影響を与えないと断言できない。ロバスト性があるよう、より多くの地域のデータを用いて、今後さらに分析を行う必要がある。また、地域によって、出産を促進するため、出産手当金や育児補助金制度が強化されている。例えば、黒龍江省ハルビン市では、2021年から、「戸籍があり、市内で仕事や生活をしている2人以上の子どもを持つ世帯を対象に、子どもが満3

歳になるまで毎月、育児補助金 1000 元（約 2 万円）を 3 歳まで支給する。」という政策が実施された。この政策は、黒龍江省のほかの地域に実施されていないため、差分の差分法による当該政策の効果の推定について、今後の課題としたい。

第三章 各国法政策の概観

1. WLB を中心とした支援策の必要性

(1) WLB の定義

英語辞書である Longman の Dictionary of Contemporary English によれば、WLB は「The ability to give a sensible amount of time and effort to your work and to your life outside work、for example your family and other interests.」（仕事と仕事の外にある生活（たとえば家族や他の関心事）に対し、相当の量の時間と努力を捧げることができること）と解釈される²⁵⁾。

経済協力開発機構 OECD（以下、OECD）は、仕事時間と個人的ケア及び余暇時間に関する調査を実施した。その調査の背景を紹介する際に、WLB は「a suitable balance between work and daily living」（仕事と生活の間における適切なバランス）と定義されている²⁶⁾。

また、日本では、WLB は「仕事と生活の調和」と定義されている。日本における WLB は、以下の 2 点を目指している。第 1 に、誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすという点である。第 2 に、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持つことにより、健康的で豊かな生活を送ることができるという点である²⁷⁾。

以上より、英語辞書、OECD、日本の間における WLB の定義は、完全には一致しないと言える。しかし、仕事と生活はどちらかに偏らないようにしていくという点では、共通しているだろう。

(2) なぜ WLB が重要なのか

ミクロ経済学の視点で考察する。労働者（＝消費者）は、所得を得るために企業に労働（時間）を供給する。すべての人が保有する時間は 24 時間（一日）であり、24 時間を労働と余暇に分配する。労働を N、余暇を L とすると、以下の関係式で表される。

$$N=24-L$$

また、所得を Y 、賃金率は w とすると、予算制約は以下の式で表される。

$$\begin{aligned} Y &= w(24-L) \\ &= -wL + 24w \end{aligned}$$

最適な労働供給点における「無差別曲線の接線の傾き」＝「予算制約線の傾き」より、

$$\text{限界代替率 } MRS = \frac{MU_L}{MU_Y} = \frac{\frac{\partial U}{\partial L}}{\frac{\partial U}{\partial Y}} = \text{賃金率 } w$$

となっている。

以上の式から、「労働から得られる所得の効用」と「失われる余暇の効用」を比較することで、効用を最大化させる労働時間を選ぶことが説明されている。また、大石（2019）²⁸⁾も、「新古典派には所与の制約条件のもとで個人の効用最大化を図るといふ経済理論があり、『バランス』は適切ではない」との指摘をしている。

しかし、結婚し、子育てが必要となる場合、上記の「個人モデル」は大きく変化する。子どもが誕生すると、夫婦単位で 24 時間を労働時間、余暇、子育てに分配することとなる。すると、子育て時間を確保した上で、家計としての効用が最大化される。この結果、専業主婦（主夫）家庭が生まれる可能性がある。

また、夫の家事生産性を $H_{夫}$ 、賃金を $w_{夫}$ 、妻の家事生産性を $H_{妻}$ 、賃金を $w_{妻}$ とする。この場合、市場労働と家事生産の選択は以下の 2 つの式によって表される。

$$\begin{aligned} \text{① } \frac{w_{夫}}{H_{夫}} &> \frac{w_{妻}}{H_{妻}} && \Rightarrow \text{夫は市場労働、妻は家事生産} \\ \text{② } \frac{w_{夫}}{H_{夫}} &< \frac{w_{妻}}{H_{妻}} && \Rightarrow \text{夫は家事生産、妻は市場労働} \end{aligned}$$

この式より、夫と妻との間における生活時間の配分には経済合理性が見られる。アンバランスであっても、政策を導入し、強制的にバランスを取れるように干渉する必要はないと言える。ただし、それは長期雇用が安定性を保つことができるという点が大前提となるだろう。

厚生労働省²⁹⁾（2007）は、次の点を指摘している。雇用期間の短い非正規雇用者の割合は高まっている。また、長期雇用の特徴が強い正規雇用者の間でも従来型の年功賃金制度の見直しが進んでいる。

夫あるいは妻が不安定な雇用状態に置かれていながらも、専業という選択を回

避け、WLB が取れる共働きのモデルは現在の労働市場の環境変化にはもっと相応しいと言えるだろう。

また、図 7 が示すように、家事、育児時間³⁰⁾ を見てみると、どの国でも、女性に偏るという傾向が強いと見られるが、日本では男女間の差が極端であり、男性の家事、育児時間はかなり短い。前述したミクロ経済学の「すべての人の保有時間は 24 時間（一日）であり、24 時間は労働と余暇に分配される。」という原理から見ると、家事、育児の時間が短く割り当てられたことは、有償労働の時間が長いということから制約されたと言える。このことから、明らかに仕事と余暇のバランスが取れていないと考えられる。

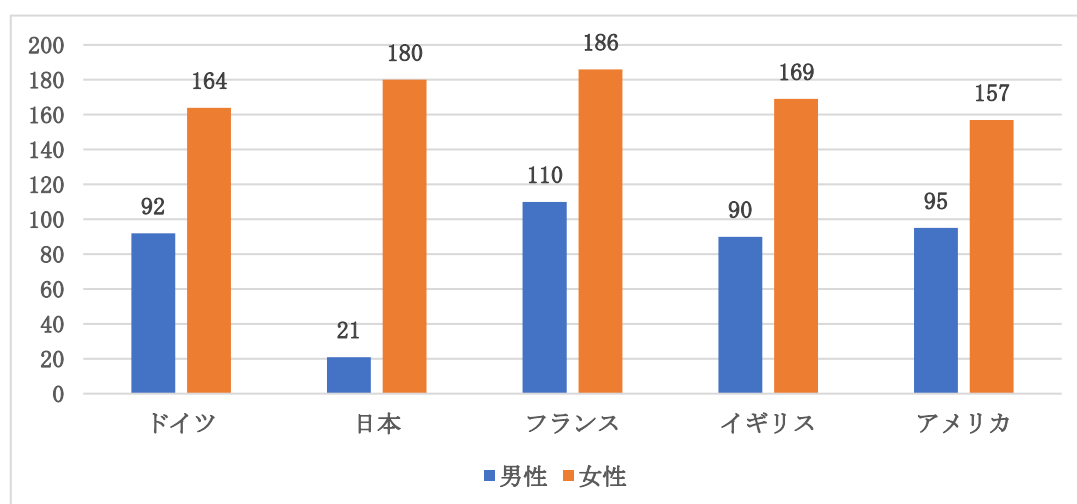


図 7 男女別家事、育児時間の国際比較

単位：分

(出所) OECD Balancing paid work, unpaid work and leisure (2020) より
筆者作成

一方、労働政策研究・研修機構は、「子どものいる世帯の生活状況及び保護者の就業に関する調査」³¹⁾ (2012) を実施した。「仕事を持つ保護者に仕事と家庭生活のコンフリクト (WLC) がどのくらいの頻度で起きているかをたずねたところ、「ほぼ毎日」のように WLC が起きていると回答した保護者の割合は、母子世帯 16.8%、父子世帯 13.8%、ふたり親世帯 (母親) 7.6%となっており、ひとり親

世帯にとって仕事と家庭生活との調和はとくに難しいことが分かる。」という指摘が存在する。このことから、ひとり親世帯は、WLB を取れておらず、仕事に偏っていることが言えるだろう。

なお、前述のように、労働時間の削減は簡単ではない。しかし、限られた時間の中で効率的に仕事を行うことにより生産性の向上も併せて行い、企業における収益の確保・賃金の引上げといった労使にとって望ましい形で行われる必要がある。

労働生産性の重要性について、川口・西谷³²⁾(2009)は大阪府の中小企業を対象とした調査に基づき、企業の WLB や均等度と企業業績の関係を分析し、WLB と企業業績の間には正の相関が観察された。阿部・黒澤³³⁾(2006)は育児休業制度や育児のための短時間勤務制度が充実している企業は、長期的には売上高や経常利益を上昇させることを指摘している。OECD の統計データを確認した結果、2019 年では、日本の労働生産性³⁴⁾(1 人当たり)は 81183 ドルである。これは、OECD 平均である 100158 ドルより低く、アメリカの約 6 割にしか及ばない。労働生産性については、少子化が進み、就業者数の増加がかなり困難であっても、現在より以上に労働生産性が向上すれば、持続的な経済成長が実現できると考えられる。また、先進国と比べ、低い労働生産性であることに對し、今後、企業側が持っている「WLB が実現したら、利益が減少する」という誤解を解消させ、どのように持続可能な WLB の実現への取り組みを講じさせるかは重要な課題であるだろう。

2. 各国法政策の概観

(1) ドイツ

図 5 で示したように、1960 年代後半から、ドイツの合計特殊出生率は急激に低下した。1970 年には 2.03、1975 年には 1.45、1984 年には 1.29、1994 年 1.24 となっている。

ドイツでは、2000 年代入るまでに、男性が市場労働、女性が家庭生産を担当する家族モデルをもとに多くの法制度が作られてきた。家族政策は国家が家族のあり方に過度に介入すべきではないという考え方を基礎として実施された³⁵⁾。従来

の政策の原則は「国は家族に、より多くのお金を与えなければならない、できるだけすべての家族に同じように与えなければならない」³⁶⁾とされている。そのため、これまでは、「連邦家族・高齢者・女性・青少年省」により、子育てへの経済的な援助（育児手当、児童手当）や、育児休業制度などに努力してきた。

しかし、出生率の回復は見られなかった。このような社会状況を受け、ドイツでは、1998 年から「連邦家族・高齢者・女性・青少年省」のもと、「新しい家族政策」を中心とした政策が推進されている。従来は女性の仕事と育児の両立支援が家族政策の中心であったのが、男性も含めた家族と仕事の両立支援へと変化してきた。

さらに 2002 年に発足した第 2 次シュレーダー政権において家族政策の大きな転換を開始した。政権初期の連立協定³⁷⁾によって「子どもと仕事の両立における改善は、今期の立法における中心的な社会政策上の計画である」とされた。男女に関係なく政策を実施することが宣言された。

2005 年からは、「持続可能な家族政策」として、性別や世代を超えて互いにケアしたり、その責任を引き受けあったりすることができるような社会制度が必要であるとも考えられてきた³⁸⁾。

ドイツの「新しい家族政策」は、経済的支援（有子家庭の経済的負担への支援）、インフラ政策（保育の整備）、時間政策（両親が子どもと共に過ごす時間の確保）の三本柱を軸とするものであり³⁹⁾、地域や企業における子育て支援への取り組みがそれを補強している⁴⁰⁾。このように、ドイツでは 2000 年代に入ってから、「連邦家族・高齢者・女性・青少年省」主導で「新しい家族政策」が進められ、その中で WLB 政策が意識しながら行われた。

なお、「新しい家族政策」は WLB を実現するための政策であると評価できる。しかし、WLB の実現は、既存法制度の役割も無視できない。表 9 は、ドイツにおける WLB 政策の変遷および合計特殊出生率の変化を示している。

表9 ドイツにおける WLB 政策の変遷および合計特殊出生率の変化⁴¹⁾

年	出来事	合計特殊出生率
1955	児童手当制度の創設	2.10
1975	児童扶養控除の廃止、児童手当を第1子から支給	1.45
1983	児童扶養控除の再開	1.33
1986	児童扶養控除額の引上げ 育児手当、育児休業制度の創設	1.43
1990	育児休業期間の延長：生後18か月に 「児童・青少年扶助法」：3歳以上の就学前の幼児 に保育施設に通う権利を保障し、各州に保育施設の 整備を義務付けた。	1.45
1992	育児休業期間の延長：生後36か月に	1.29
1993	育児手当を生後24か月まで支給	1.28
1994	「労働時間法制の統一及び弾力化のための法律」が 確立	1.24
1995	児童手当と児童扶養控除の統合、額の大幅な引上げ	1.25
2005	保育整備法が施行	1.34
2007	「連邦親手当・親時間法」が施行：子どもが満3歳 になるまで合計36ヵ月分の親時間を請求することが できる。また、親時間の期間中、30時間以内の就労 を行うことができる。 両親手当の導入：生後12か月間、従前手取りの67% を保 障する所得比例方式の導入	1.37

(出所) 筆者作成

(2) フランス

江口⁴²⁾では、第一次大戦(1914~1918年)中は戦時インフレが起き、貨幣価

値が暴落したため、労働者は大幅な賃上げを要求した。他方、長期にわたって出生率が低下する中で、優秀な労働者は戦争に駆り出されていた。社会派カトリックは、家族の負担に応じた賃金という考えを強めていたと指摘している。

また、荏田・北田⁴³⁾は、フランスでは、1950年以前の比較的早い時期から出産・育児と就労の両立に関して幅広い選択ができるような環境整備を図っていたと指摘している。

フランスは、合計特殊出生率の低下を受け、積極的な家族政策を推進した。また、多数の家族手当制度、経済的な支援制度を導入した。

1932年、「家族手当法」が公布された。全雇主への補償金庫加入の義務付け、家族手当の最低額を設定した。1936年、デクレ・ロワ（政令法）により、年75日以上雇用される農業労働者が家族手当の支給対象となる。1939年、「家族法典」が制定され、家族手当の対象に全ての雇主及び自営業者が加わった⁴⁴⁾。特に、1940年代前半頃から家族給付制度が充実しており、その手当の数は30種を超えている⁴⁵⁾。また、労働時間の規制、休暇については、1932年からは、15日間の年休制度の創設、労働時間短縮政策が進められた。1998年以降、週35時間制の導入により、働き方が大きく変わった。

表10は、フランスにおけるWLB政策の変遷および合計特殊出生率の変化を示している。フランスにおけるWLB法政策を概観すると、国としてWLBを実現するための明確な法政策を掲げていない。しかし、少子化対策に始まる家族政策、労働時間の短縮のための法政策は、WLBを実現につながっているだろう。

表 10 フランスにおける WLB 政策の変遷および合計特殊出生率の変化⁴⁶⁾

年	出来事	合計特殊出生率
1932	従来は企業の任意慣行であったが、家族給付が法定の制度に	2.30
1946	所得税において n 分 n 乗方式の適用	2.99
1948	家族給付に住宅手当の導入	3.02
1977	育児親休暇制度の導入	1.86
1981	n 分 n 乗方式の拡大	1.85
1982	年次有給休暇の付与日数が増加：年間 5 週間（就業日ベースで 30 日間、労働日ベースで 25 日間）の有給休暇を取得することができる。	1.86
1983	家族給付全国金庫による保育施設拡大の促進	1.86
1984	ハーフタイム労働の導入：育児のため労働時間が半減可能	1.86
1985	育児親手当、乳幼児手当の導入	1.86
1986	育児親休暇制度拡大：利用期間延長	1.85
1990	認定保育ママ雇用に対する援助の創設	1.77
1994	育児親休暇制度等の拡大	1.73
1998	1998 年 6 月 13 日の法律（第一次オブリー法）が施行：法定労働時間は週 35 時間又は年 1607 時間に規制	
2003	乳幼児養育給付の導入 「父親休暇」の拡大：3 日から 11 日に	1.89
2005	出産育児と就労に関する選択の多様化	1.94

（出所）筆者作成

(3) イギリス

脇坂（2007）⁴⁷⁾ は、WLB は英国で広がったと述べている。これは、低い生産性

を改善し、有能な人材を確保するためには、魅力的な就業環境を整備する必要があるという、企業側における問題意識が存在したためであると提示した。また、先行したのはアメリカで使われた「ファミリー・フレンドリー」で、後にイギリスで「ワーク・ライフ・バランス」という言葉が出てきたと指摘した。

なお、権丈（2009）⁴⁸⁾は、WLB という用語が、アメリカ企業の取組みやイギリスの WLB キャンペーンをきっかけに知られるようになったと指摘した。

また、イギリスにおける WLB 法政策の導入経緯について、脇坂（2018）⁴⁹⁾は、ブレア労働党政権が 1997 年に発足して以降は、イギリスで WLB に関する重要性が認識され、2000 年には「ワーク・ライフ・バランス・キャンペーン」が開始されると指摘している。キャンペーンでは、専門のコンサルタント機関を利用する事業主に対する資金援助を行うための「チャレンジ基金」の設置や、先進的な企業から構成される「ワークライフバランスのための事業主連盟」と連携し、好事例の収集や情報提供が行われた。

さらに、2002 年には父親休暇が法律により規定され、男性の育児を支持していた。2003 年には WLB に関する政府の戦略を示した文書が公表され、「仕事と生活を両立させるための柔軟な働き方を可能にすることが、いまや社会的、経済的、経営上の中心的課題」となった⁵⁰⁾。

表 11 は、イギリスにおける労働時間、育児支援等に関する法政策の一部を示している。これから、イギリス政府は、積極的に WLB を推進していることが見られる。少子化対策の視点から出発ではないものの、多様な労働を行いながら子育てとの両立を図るという労働市場政策と捉えることができるだろう。

表 11 イギリスにおける労働時間、育児支援等に関する法政策⁵¹⁾

	規定	根拠
法定労働時間	労働者が 17 週の基準期間中、時間外労働を含めて各週平均 48 時間以上労働しないよう、使用者は合理的な措置を取らなければならない。ただし、除外することができる。	労働時間規則
弾力的勤務制度	26 週間継続雇用を有する労働者は同一使用者に対し、12 ヶ月に 1 回、弾力的に働くという労働条件の変更を申請する権利を有している。	雇用法
年次有給休暇の付与日数	労働者は、分割可能な 4 週間の年次有給休暇を取る権利を有する	労働時間規則
育児休業	1 年以上勤続する労働者は、1 週単位で 1 年間に 4 週まで、子供が 5 才になるまでに合計 13 週の育児休暇（無給）を取得できる。	雇用法
児童手当	16 歳未満（学生は 19 歳未満）まで	家族手当法
保育	14 歳までの子供を対象とした保育サービスが地方自治体、企業、ボランティア団体との連携のもとに提供されている。	全国保育戦略

(出所) 筆者作成

(4) アメリカ

黒澤 (2011)⁵²⁾ は、アメリカでは、最小限ともいえる政府による関与の下で、従業員のみならず企業業績にもよい影響を与える手段として、柔軟な働き方をはじめとする WLB を支援する諸制度や取り組みを自主的に導入する企業が 1980 年第後半から 90 年代にかけて増加したと指摘している。

アメリカにおけるワーク・ライフ・バランスの取組は、1980 年代後半より民間において自発的に行われてきたが、2003 年、米国では政府（議会）によるアクションがとられた⁵³⁾。同年 9 月に上院が全会一致で、仕事と家庭生活の摩擦 (conflict between work and family life) を減らすことは国の優先課題 (national priority) の一つであり、毎年 10 月を「全国仕事家庭月間」(National Work and Family Month) と定めるべきことを決議したのである⁵⁴⁾。ただし、これはあくまで宣言であり、法的な拘束力のないものである。

また、WLB 法政策の出発点から見ると、アメリカでは、1989 年に合計特殊出生率が 2.0 となって以降、概ね 2.0 以上の水準で推移し、2007 年時点では最大の 2.12 となっている。そうすると、アメリカでは、少子化対策という視点をもって WLB を考えられていない。

それでは、アメリカにおける労働時間、育児支援等に関する法政策の一部を表 12 にまとめた。

表 12 アメリカにおける労働時間、育児支援等に関する法政策⁵⁵⁾

	規定	根拠
法定労働時間	1 週 40 時間。使用者は、週 40 時間を超える労働に対して、当該労働者の通常の賃金率の 1.5 倍の率で割増賃金を支払うことが必要。	公正労働基準法
年次有給休暇の付与日数	連邦法令上の規定なし	
育児休業	出産、育児、介護、病気を理由とした年間最長 12 週間の全日休暇（無給）	家族・医療休暇法
子育て支援	子育て世帯に対しては扶養家族の数に応じた所得控除、および 17 歳未満の子供の数に応じた児童税額控除と 13 歳未満の子供についての保育費用の税額控除という税制上の優遇措置	

(出所) 筆者作成

表 12 が示したように、アメリカでは、他国のような雇用労働法制はあまり発展しておらず、無給休暇および労働時間の規制は非常に緩やかであり、WLB に貢献する制度ではない。労働政策研究・研修機構（2012）⁵⁶⁾ が指摘したように、アメリカにおける WLB は、企業が率先して人材確保や離職防止策として WLB に関連したベネフィットを提供してきた。国としては家庭や家族の問題には不介入ではあるが、経済至上主義から生じる弊害に対する自主的な取組みが促されていることである。

(5) 日本

まず、日本における WLB の導入契機を議論した研究をしてみる。すると、両角（1998）⁵⁷⁾ から、1991 年育児休業法制定の契機は、1990 年の合計特殊出生率が

1.57（「1.57 ショック」）に低下したことを指摘している。また、佐藤、武石（2008）⁵⁸⁾によると、WLB が政策課題になった理由は、出生率が急速に低下し、仕事と家庭の両立を支援することで、少子化に歯止めをかけるためであると提示された。労働政策研究・研修機構⁵⁹⁾は日本で少子化が本格的に注目されるようになったのは、1989年の合計特殊出生率「1.57 ショック」以降であると指摘している。ドイツ、フランス、日本では、少子化対策としての視点が見られ、イギリスとアメリカでは、少子化対策の視点は見られなかった。しかし、WLBの捉え方に大きな違いは見られない⁶⁰⁾と評価した。

2007年、官民トップ会議において、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス憲章）」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定し、公表した。これは、国としてWLBを実現するための明確な法政策を掲げていると解釈できるだろう。

なお、既存法政策も、WLBに関連している。例えば、男女雇用機会均等法（1985年）は、妊娠などへの不利益な取り扱いの禁止や、定年・退職などへの差別的な取り扱いの禁止している。採用や配置・昇進の男女均等な扱いは義務化されている（1997年改正）。2003年、少子化対策基本法が成立し、保育サービスの充実や雇用環境の整備などについて定めた。同年、次世代育成支援対策推進法が成立し、企業や自治体に対して、子育てに取り組みやすい職場環境整備に向けた行動計画策定を義務付けた。

それでは、日本における労働時間、育児支援等に関する法政策の一部を表13にまとめた。

表 13 日本における労働時間、育児支援等に関する法政策⁶¹⁾

	規定	根拠
法定労働時間	1 週 40 時間 1 日 8 時間	労働基準法
弾力的労働時間制度	変形労働時間制 フレックスタイム制	労働基準法
年次有給休暇の付与日数	6 か月で 10 日、2 年 6 か月までは 1 年ごとに 1 日追加、以後 1 年ごとに 2 日追加（最高 20 日）	労働基準法
育児休業	出産前 6 週間出産後 8 週間の産休（産前産後休業）	労働基準法
	子供が 1 歳になるまでの間に取得することができる。また、保育園に申し込みをしているが入所できない場合など、一定の条件を満たした場合は、1 歳 6 カ月まで育休を延長することができる。（2017 年 10 月より、再度の申請を行えば、最長 2 歳まで育休を延長できる）	育児介護休業法
児童手当	15 歳の誕生日後の最初の 3 月 31 日まで）の児童が対象	児童手当法

（出所）筆者作成

3. 日本への示唆

（1）問題意識のタイミング、少子化対策に対する政策敏感性

前述したように、フランス、ドイツ、日本では、少子化対策としての視点が見られた。日本では、1980 年の人口問題審議会「出生率動向に関する特別委員会報告書」は、夫婦の生涯出生数に変化はないとして、出生率低下の問題について

「一応静観が許される」としている。一方、ドイツでは、1950年代から少子化問題を意識し、50年代に育児手当制度、80年代に育児休業制度を導入した。また、フランスでは、1930年代から少子化問題を意識し、40年代に家族給付、70年代に育児親休暇制度を導入した。また80年代から家族給付や育児親休暇制度など多くの支援策が実施された。

しかし、日本では、90年代に入った後、ようやく少子化問題に重視した。この時、合計特殊出生率は既に2.0以下となった。低下傾向、出生率の「谷」の深さを30年代のフランス、50年代のドイツと比較すると、より深刻な問題になっている。

そうすると、日本は、まず、合計特殊出生率の低下を是正する必要がある。そして、出生率の上昇に向かい適切な法整備、支援策を期待されている。この点、フランス、ドイツにおける施策および可能性を検討することは重要であろう。

また、イギリス、アメリカでは、少子化対策としての視点が見られなかった。しかし、早い段階で多くの支援策を実施された。イギリスは、女性に対する就労支援、労働生産性の向上を目的とした施策を行った。アメリカは、企業が中心とした女性労働力への支援や、人材確保、離職防止などの施策を行った。これは、両国の合計特殊出生率をキープできる理由の一つではないかと思われる。

(2) 長時間労働

まずは、労働時間に対し、各国の規定をしてみる。表14は、各国の法定労働時間と出生率の改善年を示している。

表 14 各国の法定労働時間と出生率の改善年

国	法定労働時間	施行開始年	出生率の改善年
ドイツ	平日 1 日 8 時間	1994	1994
フランス	1 週 35 時間 又は年 1607 時間	1998	1994
イギリス	週 48 時間（残業時間を含む 1 週平均）	1998	2001
アメリカ	1 週 40 時間	1938	1989 年から概ね 2.0 以上
日本	1 週 40 時間 1 日 8 時間	1994	改善が見られない

（出所）筆者作成

そして、各国が時間外労働に対する上限規制を見てみる。ドイツ「労働時間法制の統一及び弾力化のための法律」は、労働協約又は事業所協定の定めがある場合、週日に 1 日 10 時間まで労働時間を延長することが可能となり、ただし、12 か月平均の週労働時間が 48 時間を越えてはならない(7 条)と定めている。また、特別な制度として、労働者が残業時間を労働時間口座に貯めておき、休暇等の目的で好きな時にこれを使えるという「労働時間口座制度」がある⁶²⁾。また、フランスでは、労働協定により、時間外労働時間の上限は、220 時間になっており、週単位の法定最長労働時間（同じ週で、48 時間、12 週平均で週 44 時間）を超えることはできないという定めがある（労働法典 D3121-14-1 条、L3121-22 条）。イギリス「労働時間規則」は、労働者が 17 週の基準期間中、時間外労働を含めて各週平均 48 時間以上労働しないと規定されている（4 条）。

一方、日本では、2019 年 4 月 1 日から施行された改正労働基準法には、一定な基準を満たせば、年 720 時間以内の時間外労働ができるという規定がある（36 条）。

そうすると、表 14 が示したように、日本でも、外国でも、1 日または 1 週当たりの最長法定労働時間の定めが置かれている。最長法定労働時間数を見ると、そ

れほどの差はない。また、出生率改善年と法定労働時間の施行開始年の関係を検討すると、明らかな因果関係が見られない。しかし、時間外労働の上限規制における法政策は大きく相違している。日本では、時間外労働に対する上限規制は明らかに緩く、一日の労働時間が8時間で計算すると、最大90日間もできる。

また、男性の一日あたり有償労働時間⁶³⁾を見てみると、ドイツは259分、フランスは200分、イギリスは277分、日本は414分⁶⁴⁾である。日本男性の有償労働時間は特に長いとわかった。

梶川(2008)⁶⁵⁾が指摘したように、就業規則あるいは労働契約上定められた時間外労働命令要件の緩さが要因の一つとなって、長時間労働を誘発している。諸外国との比較した結果、限度基準を労働基準法で明示されたことより、限度基準そのものを削減することはもっと大切であろう。そうしなければ、本来、長時間労働を規制している労働基準法は、逆に長時間労働の合法性に効力を発生してしまう恐れがあると思われる。

(3) 働き方の柔軟性

日本でも、外国でも、労働時間の長さが個人の裁量にゆだねられる裁量労働や出退勤時間を就労者個人が調整するフレックスタイム制度、弾力的労働時間制度などがある。

日本の実態を見ると、労働政策研究・研修機構(2014)⁶⁶⁾の調査結果によれば、労働者のうち「通常の労働時間制」の労働者より「企画業務型裁量制」の労働者のほうが250時間以上働く労働者が多く、さらに、「専門業務型裁量制」のほうが多くなっていることが示されている。専門性の高い職務に就いていることにより、自己裁量で職務遂行できても課される仕事量が多ければ勤務時間が短くなることはない。

したがって、弾力的労働時間制度は、短時間労働を支持している法制度と並行していないと、効果が弱いと思われる。

また、政策の出発点から見ると、イギリスでは、17歳未満の子の養育責任を負っている労働者は弾力的な勤務を申請することができる。申請権を保障することにより、労働者が自分の選択で労働方式を調整できる。これは、明らかにWLBを推進するための法政策である。一方、日本では、この点は見られない。

なお、日本のフレックスタイム制度は、労働時間のみに対し定められたものである。しかし、イギリスでは、労働時間の変更、労働時間帯の変更や、就労場所の変更なども含めた、より広い範囲で変更できる。この点、多様かつ柔軟な働き方を活用できるような仕組みを設けることは今後日本の課題であろう。ここでの柔軟性の実現は、強行法制度より、多様な働き方に支持できる法制度はもっと期待されている。

(4) 子育てへの支援

日本では、仕事と育児の両立のための雇用環境整備や保育サービス充実などの具体的支援策を講じている。まず、OECD のデータを使い、家族政策支出、国際比較を行う。

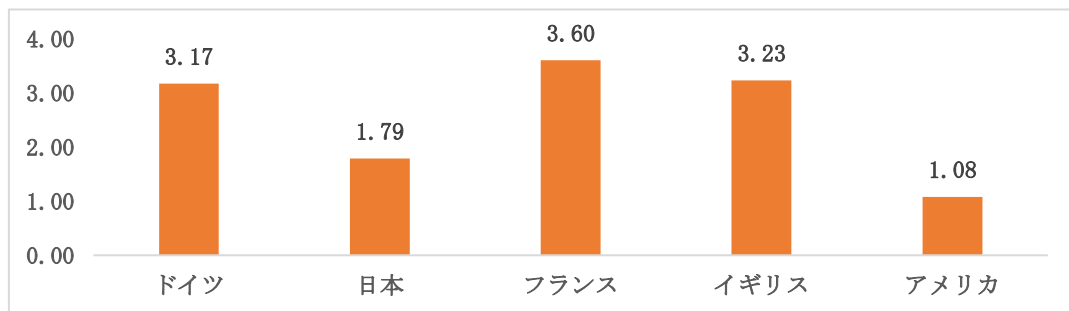


図 8 家族政策支出の対 GDP 比 (2017 年)

単位：%

(出所) OECD Social Expenditure Database より筆者作成

図 8 は、家族政策支出の対 GDP 比を示している。OECD の家族政策支出は、子どもがいる世帯を対象とする現金給付、現物給付、家族を対象とする課税控除からなっている。アメリカは自由経済市場を優位なものとして捉えており、支援策を通じた WLB の推進を考えていないので、5 か国の最低水準の 1.08% になっている。ほかの国先進国は 3% 以上となっているが、日本は 1.79% に過ぎない。

そして、育児休業制度の充実度を見てみると、フランスでは、認定保育ママ雇用に対する援助などの支援策を行われ、自分での育児か保育所を利用した仕事との両立を選択可能になっている。一方、日本では、育児休業制度と給付のみに留まり、支援策の充実、拡大には十分な空間があり、期待されている。

第四章 子育て支援策を中心とした少子化対策の日中比較

少子化は、社会の様々な側面に影響を与えている。まずは、家族内での役割や負担の再定義をもたらす可能性がある。女性の社会進出が進むことで、男女の性別役割や家族内の負担の分担が再考されることになる（山田 2013）⁶⁷⁾。そして、内閣府（2017）⁶⁸⁾では、少子化によって社会的な価値観や意識の変化をもたらすことがあるとされている。出生率の低下や、子供の存在意義の変化は、結婚や出産に対する社会的な期待や意識に影響を与える可能性がある。少子化が進むと、子供中心主義から個人主義への価値観の変化が見られる場合もあると指摘されている。また、厚生労働白書（2015）⁶⁹⁾は、地方における地域経済社会は急速に縮小し、都市機能も低下するほか、社会保障の担い手が減少し、社会保障の維持や財政健全化に対する悪影響が生じると述べている。斎藤（2016）⁷⁰⁾は、合計特殊出生率（TFR）1.5 を境とし、人口置換水準を少し下回る場合を「緩少子化」（比較的緩やかな少子化）、人口置換水準を大きく下回ると「超少子化」（非常に厳しい少子化）としている。

中国では 2000 年の合計特殊出生率が 1.63 であり、2021 年に 1.16 に減少した⁷¹⁾。前述した斎藤（2016）によると、中国は、「緩少子化」から「超少子化」へと転換したことになる。

一方、日本は合計特殊出生率が 1970 年代からずっと低下し、2006 年から緩やかに回復している。しかし、「超少子化」に歯止めを掛ける目途が立っていない。

近年、日本や中国では少子化への対応として、様々な子育て支援政策を展開している。こうした政策は、「ワーク・ライフ・バランス」が取れるような両立支援策と、子どものいる家族に対する経済的支援策の二つに分けられる。本章では、日中少子化対策の中でも、特に子育て支援策に焦点をあて、その内容、抱えている課題を比較することを試みた。

以下のように、本章の構成は次の通りである。第一に、社会学的な視点に立って、少子化の要因について検討する。第二に、日中の少子化対策の背景である少子化の実態を確認する。第三に、両国の子育て支援策の取組みを確認しながら、比較を行う。第四に、日本における対策の課題および中国への示唆、政策提案を述べる。

1. 社会学における少子化の要因

(1) 少子化の要因：政策の敏感性の不足

少子化の要因は、政府の問題意識化のタイミングが遅いこと、少子化対策に対する政策敏感性が足りないことに一因がある。1980年に行われた人口問題審議会での「出生率動向に関する特別委員会報告書」によると、日本では、夫婦が生涯に産む子ども数には変化がないことから、日本の少子化の原因は女子の進学率・就職率の上昇により結婚・出産が遅れているためと分析し、出生力低下の問題については「一応静観が許される」と結論付けている。一方、西欧諸国、例えばドイツは、1950年代から少子化問題を意識し、50年代に育児手当制度、80年代に育児休業制度を導入した。また、フランスは、1930年代から少子化問題を意識し、40年代に家族給付、70年代に育児親休暇制度を導入した。また80年代から家族給付や育児親休暇制度など多くの支援策も実施された。しかし、日本では、90年代に入った後、ようやく少子化問題を重視した。この時、合計特殊出生率は既に2.0以下であった。日本の出生率の低下傾向や、出生率の「谷」の深さを30年代のフランス、50年代のドイツと比較すると、より深刻な問題になっていることがわかる。

(2) 少子化の要因：長時間労働による負の影響

ここでは、まず、長時間労働をもたらす少子化の要因について、2点検討する。

第1に、Rosen (1969)⁷²⁾は、企業が生産活動を行う際、労働の固定費が大きいと、企業は雇用よりも労働時間をより多く需要するようになると指摘している。また、Kahn and Lang (1991)⁷³⁾はカナダの統計データを用いて分析した。その結果、長年雇用されている労働者は固定費が高く、希望をしなくても長時間労働をさせられていることがわかる。

第2に、長時間労働に対する選好の度合いである。大竹・奥平 (2008)⁷⁴⁾は、長時間労働への依存が生じる可能性を検証し、「いったんワーカホリックになると、本人には長時間労働を止める理由がなくなってきた、ますます長時間労働がひどくなるという悪循環に陥る。」と指摘した。また、同研究では、「子供の頃、夏休みの宿題を夏休みの最後の方にやっていたという後回し行動を取っていた人

ほど、大人になって長時間労働をしやすい。」という分析結果が示された。また、Hamermesh and Slemrod (2005)⁷⁵⁾ は、労働者自身だけではなく、上司、同僚などの行動、周りの環境等から影響を受け、不必要かつ長時間の労働を選好しやすいという可能性について検討している。

ここまで、長時間労働をもたらす要因が示されてきた。その一方で、「長時間労働を是正すべきだ」という声は多くあった。山本 (2019)⁷⁶⁾ は、長時間労働が是正されると、労働者の身体的・精神的な健康が改善する可能性がある点や、労働者のワーク・ライフ・バランスの実現、企業における多様な人材の活用が進む可能性がある点等について述べている。そのほかに、長時間労働を是正することによって、生活時間を確保できる。生活時間の大切さに関する議論を概観すると、Becker (1965)⁷⁷⁾ の家計内資源配分モデルでは、各世帯は世帯員の能力に基づき、労働（市場での労働）と家事労働の時間を適切に配分することにより、消費と家事の最適な水準が決定されると結論づけている。田宮・四方 (2007)⁷⁸⁾ は、母子世帯の仕事と育児の両立に関する国際比較を行い、日本のシングルマザーは欧米各国と比較すると、著しく仕事時間が長く、育児時間が短いことを指摘している。こうして長時間労働も少子化要因の一つとなる。

(3) 少子化の要因：結婚の変化

さらに少子化の要因として、特に結婚の高年齢への先送りにより未婚化・晩婚化・非婚化という結婚の変化が、よく社会学的な視点から分析されていた。赤川 (2018)⁷⁹⁾ では、日本の出生率が低下している要因は、①未婚者が増えていることと、②結婚している夫婦の子ども数の減少であると指摘している。また、岩澤 (2005、2008)⁸⁰⁾ は、コーホートモデルを用いた分析をした結果、1975年から2005年の30年間の合計特殊出生率（以下、「TFR」）低下の77.7%は初婚行動の変化、残りの22.3%は初婚行動以外の変化によるものであると述べている。また同様の分析方法を2012年までのデータに当てはめた分析結果によると、70年代から2012年までのTFR低下の約9割は結婚行動の変化によるものであると指摘している。

また、「結婚できるがしない」より、「結婚したいが現実的に不可能」のほうが少子化の要因であると指摘されたことがある。グローバル化の影響もあって、バ

ブル崩壊後に終身雇用制が動揺し、非正規雇用の割合が上昇した。雇用が不安定であったことや、高収入になる見込みがないことに直面し、無職の若者やフリーターはもちろん、非正規雇用の若者にとっても、経済的負担は大きく、社会的責任を伴う結婚、子育ては容易でない。酒井・樋口（2005）⁸¹⁾ は、学卒後にフリーターになった者と正規雇用就いた者のその後の就業・所得・結婚・出産を、個票データを用いることで比較した。フリーター経験者は正規経験者より結婚年齢が高く、またそのことを通じて出産年齢も高くなることから、フリーターの増加は少子化の一因になっていることがわかる。フリーター経験が結婚・出産時期にもたらしている影響はバブル経済崩壊後、以前より大きくなっているという結果を得た。

そのほかに、女性の社会進出、高学歴化は少子化の要因の一つであると強調されたこともある。赤川（2018）⁸²⁾ は、「学歴や社会経済的地位の高い女性が、自分よりも低い男性を選ぶ傾向が増えなければ、結婚数はいまより増えず、出生率も上がらない可能性がある」と指摘している。津谷（2009）⁸³⁾ は、学歴と雇用安定性が結婚と同棲に代表されるパートナーシップ形成に与える影響を検証した。その結果、高学歴は正規雇用および所得と強く結びついており、未婚期の男女の同棲経験確率を有意に低下させ、また女性の初婚確率も大きく押し下げることとなっている。なお、内閣府は、OECD24 か国（1人当たり GDP1 万ドル以上）のデータを用いて、1970年時点では、女性の労働力率の高い国ほど出生率が低いという傾向にあったのに対し、2000年時点では、女性の労働力率が高い国ほど、出生率が高いという傾向がみられると述べている。柴田（2016）⁸⁴⁾ は、「女性労働率が上がると、翌年の出生率が下がる」と述べているが、山口（2005）⁸⁵⁾ は、女性の労働力参加率と出生率の間の負の影響を認めた一方、女性の労働力参加率増加の出生への負の影響は、仕事と家庭の両立度が高いほど減少し、両立度が十分高ければ効果は0になるという結論を得た。

2. 両国少子化の実態

まず、生産年齢人口の変化を確認する。

表 15 日本と中国における生産年齢人口の変化

		2010	2015	2020
中国	総人口	1,332,810,869		1,409,778,724
	生産 年齢人口	992,561,090		965,759,506
	割合 (%)	74.47%		68.50%
日本	総人口	128,057,352	127,094,745	126,146,099
	生産 年齢人口	81,031,880	77,354,097	75,087,865
	割合 (%)	63.80%	60.90%	59.50%

(出所) 中国国家統計局『人口普查』(2010、2020)、『国勢調査』(2010、2015、2020)より筆者作成

表 15 は日本と中国における生産年齢人口の変化を表したものである。中国では、10年間で生産年齢人口が約 2600 万人(約 6%)減少した。また、日本では、10年間で生産年齢人口が約 600 万人(約 4%)減少した。生産年齢人口の減少により、労働力の不足、国内需要の減少による様々な社会的、経済的課題の深刻化が懸念される。

また、表 16 は、OECD 主要国の労働時間、少子高齢化の実態を示しているものである。

表 16 OECD 主要国、中国の総実労働時間と少子高齢化²

		ドイツ	フランス	アメリカ	オランダ	スウェーデン	韓国	日本	中国
労働者1人当 年間平均労働時間数	2010年	1,426	1,540	1,772	1,420	1,483	2,163	1,733	2,444
	2021年	1,349	1,490	1,791	1,417	1,444	1,915	1,607	2,491
	2021年順位 (OECD)	1	9	31	4	8	34	17	
合計特殊出生率	2020年	1.53	1.79	1.64	1.55	1.66	0.84	1.33	1.2
高齢化率 (%)	2021年	22.2	21.3	16.7	20.0	20.1	16.7	29.8	13.1

(出所) OECD Employment Database (hours-worked)、OECD Family Database (Fertility rates, 2021)、UN (World Population Prospects, 2021)、中国労働統計年鑑 (2010、2021)

そこで、10年間の労働時間の変化傾向を比較したい。労働時間における取り扱い方や、調査方法が異なるため、特定の年の比較は適切でないが、10年間で、ドイツ、フランス、韓国、日本では減少傾向が見られる。しかし、アメリカ、中国は高い水準を維持しているままで、変化が見られない。特に中国の労働時間は非常に長い。また、オランダ、スウェーデンは低い水準のままで、変化が見られない。一方、日本は、OECDの統計では労働時間は短くなっているものの、厚生労働省毎月勤労統計調査(令和4年分結果)によると、一般労働者の年間労働時間は1,948時間であることから、長時間労働慣行が改善されていないと言える。

以上のことから、中国も日本も長時間労働問題が顕著であり、改善策を講じるべきであることがわかる。長時間労働がもたらした仕事と子育ての両立困難を克服しなければ、少子化問題は解決できないと考えられる。

3. 政策の取組み

(1) 中国における政策の取組み

中国共産党中央委員会および国務院は2020年7月20日、「出産政策の最適化による人口のバランスのとれた長期的発展の促進に関する決定」(以下、決定)を発表した⁸⁶⁾。決定では、人口構造を改善して高齢化に積極的に対応する国家戦略を実現し、中国の人的資源の優位性を維持し、合計特殊出生率の下降傾向を緩和する上で重大な意義があると表明されている。また、決定では、3人目の出産を容認する政策の実施について、「人口・計画生育法」の改定、「社会扶養費」など産児制限措置の撤廃、出産や育児、教育にかかるコストの引き下げなどの措置が規定された。この決定により、70年代後半から、約40年間実施された「一人っ子政策」としての「計画生育政策」は完全に廃止された。

また、中央政府の「人口・計画出産法」改正を受けて、現在各地で産休や育休、出産介護休暇の新設や拡充が進んでいる(表17)。

表 17 各地の産休、育休、出産介護休暇制度の規定

地域	産休日数（上乗せされた日数）	育児休暇	出産介護休暇		
広西チワン族自治区	148 (+50)	10	25		
雲南省	150 (+52)	10(3歳未満の2人以上：5日の増加)	30		
安徽省	158 (+60)	10	30		
北京市		5	15		
貴州省		10	20		
湖北省					
湖南省					
吉林省		20	25		
江蘇省		15	15		
遼寧省		10	20		
内モンゴル自治区			25		
寧夏回族自治区			15		
山東省					
山西省		15	10		
上海市		5	20		
四川省		10	15		
天津市			20		
新疆ウイグル自治区	20				
陝西省	158 (+60) 第3子：さらに180	30	15		
福建省	158～180 (+60～82)	10	20		
広東省					
重慶市	178 (+80)	①満1歳まで、夫婦どちらか一方が継続して取得か②子が満6歳まで、毎年夫婦各自5～10日	30		
甘肅省	180 (+82)	15	15		
黒龍江省		10	30		
江西省	188 (+90)	15	15		
青海省		なし	30		
チベット自治区					
浙江省	158(第1、2子) (+60)			10	15
河北省	188(第3子) (+90)				
河南省	190 (改正予定) (+92)	30			
海南省		15			

(出所) 各地人民政府の公表資料、人口計画出産条例を参照して筆者作成

中国女性労働者保護特別規定では、「労働法」の規定に合わせ、妊娠 7 か月以上の女性労働者の労働時間延長の禁止を定めた（第 6 条）。また、従来では、産前産後休業期間は 90 日だったが、新规定では、ILO の 2000 年の母性保護条約の規定に合わせて、これを 98 日に延長した（第 7 条）。今回の「人口・計画出産法」改正を受けて、産休日数は多くの地域で延長されている。例えば、北京市、天津市、江蘇省では産休日数が 158 日と定められており、法定より 60 日上乗せされている。江西省、青海省では、産休日数が 158 日と定めており、法定より 90 日上乗せされた。また、浙江省、河北省などは、第 1、2 子と第 3 子に対してそれぞれ個別規定があり、60 日と 90 日上乗せされた。

また、改正「人口・計画出産法」では、「法律、法規の規定に合致して子供を出産した夫婦は、出産休暇を延長する奨励金またはその他の福利厚生を得ることができる。国は条件のある地域の育児休暇を設けることを支持している。」と定めている（第 25 条）。それを受けて、「3 歳未満の子を持つ夫婦各自が、年間で累計 10 日間の育児休暇を取得することを認める」と各地域で規定されている。湖北省、広東省などでは、10 日間の育児休暇を取得することができる。陝西省では、全国最も長い 30 日間の育児休暇を取得することができる。なお、配偶者(夫)の出産介護休暇については、各地域で独自の規定を導入しており、15 日～30 日の休暇を取得することができる。

表 18 出産手当の仕組み

手当種類	産休（有給）	生育補助金
支払う責任帰属	企業	生育保険
計算方法	企業の給料基準に基づく	該当地域の保険金基準に基づく
注意事項	①生育補助金の金額が産休（有給）より高い場合、産休（有給）を支払わない。 ②生育補助金の金額が産休（有給）より低い場合、企業がその差額分を払わなければならない。	

(出所) 中国「女性従業員労働保護特別規定」(第8条)を参照して筆者作成

そのほか、出産休暇の待遇について、表18が示したように、出産手当を計算する際に、産休(有給)の金額と生育補助金の金額を比較する必要があり、より高い金額を労働者に支払っている。この仕組みを見ると、女性労働者に有利であり、出産の保障になりうるだろう。

出産手当のほか、改正「人口・計画出産法」の規定と合わせるため、各地は第3子の出産を促進するため、出産手当金や育児補助金制度を強化した。

表19 第3子への支援

山東省済南市	2023年1月1日以降に2人、3人目の子どもが生まれた世帯を対象に、子ども1人につき月額600元(約1万2000円)を3歳まで支給する。
黒龍江省ハルビン市	戸籍があり、市内で仕事や生活をしている2人以上の子どもを持つ世帯を対象に、子どもが満3歳になるまで毎月、育児補助金1000元(約2万円)を3歳まで支給する。
湖南省長沙市	子ども3人の世帯を対象に1人につき1万元(約19万5000円)を一時金として支給する。
河北省衡水市	3人目の子どもが生まれた世帯を対象に、5000元(約9万7500円)を一時金として支給する。

(出所) 各地の人口計画出産条例を参照して筆者作成

表19が示したように、一部の地域では第2子以上の子を持つ家庭を優遇する傾向が見られる。しかし、それは、全国規模での支援策ではない。また、最低基準を定めた規定はない。今後、支援対象となる全ての国民に支援を届けることができるよう、国が政策の見直しをしなければならない。また、地域間の格差が存在することがあるため、よりバランスが取れるような支援策を講じるべきであると思われる。

(2) 日本における政策の取組み

1990年の「1.57ショック」を契機に、日本政府は、出生率の低下と子どもの数が減少傾向にあることを「問題」として認識し、仕事と子育ての両立支援など

子どもを生み育てやすい環境づくりに向けての対策の検討を始めた。その中、出産休暇制度の規定は表 20 が示したように、産前、産後、育児のそれぞれの項目に分けられている。そのほかに、改正育児・介護休業法（2022 年 10 月 1 日施行）により、産後パパ育休とは産後 8 週間以内に 28 日を限度として 2 回に分けて取得できる休業で、1 歳までの育児休業とは別に取得できると定められている。男性の育児休業取得促進のため、取得ニーズが高い子の出生直後の時期（子の出生後 8 週間以内）に、これまでよりも柔軟で取得しやすい休業として設けられた（厚生労働省育児・介護休業法改正ポイント）。

表 20 日本における産休、育休

	産前休業	産後休業	育児休暇
対象	女性	女性	女性、男性
取得義務	任意	取得義務有り	任意
取得できる期間	出産予定日の 6 週間前から（多胎児の場合は 14 週間前から）	出産日翌日から 8 週間	子どもが 1 歳を迎える前日まで（最長 2 歳を迎える前日まで延長可能）

（出所）労働基準法、育児・介護休業法を参照して作成

そのほかに、出産休暇、子育ての待遇について、表 21 が示したように、主な一時金、給付金制度が設けられている。

表 21 日本における子育てへの経済支援

<p>出産・子育て応援事業</p>	<p>子育て関連用品等に使用できるクーポン券など妊娠届出時に 5 万円相当、出生届出時に 5 万円相当が支給される。</p>
<p>出産育児一時金（家族出産育児一時金）</p>	<p>1 児につき、産科医療補償制度加入分娩機関で出産した場合は 42 万円（在胎週数第 22 週以降のものに限る）、それ以外の場合は 40.8 万円である。2023（令和 5）年 4 月以降の出産については、42 万円が 50 万円に、40.8 万円が 48.8 万円にそれぞれ引き上げられる。</p>
<p>育児休業給付金</p>	<p>雇用保険の被保険者が原則 1 歳未満の子どもを養育するために育児休業を取得した場合に支給される。パパ・ママ育休プラス制度を利用する場合は、父と母 2 人分合わせて原則 1 歳 2 カ月になるまで支給される。なお、保育所などに入所できないなど一定の場合には最長 2 歳になるまで支給される。育休を開始してから 180 日目までは休業開始前賃金の 67%が、181 日目以降は 50%が支給される。なお、80%以上の賃金が支払われる場合、給付金は支給されない。</p>
<p>児童手当（所得制限あり）</p>	<p>3 歳未満：月額 15,000 円 3 歳～小学校終了前：第 1 子・第 2 子：月額 10,000 円 第 3 子以降：月額 15,000 円 中学生：月額 10,000 円</p>
<p>児童扶養手当</p>	<p>「ひとり親家庭」になった場合に支給される。対象となる子どもは 18 歳に到達後、最初の 3 月 31 日までの子どもである。全部支給は、月額 42,370 円で、一部支給は所得に応じて月額 42,360 円から 10,000 円まで 10 円きざみの額となる。</p>

(出所) 内閣府少子化社会対策推進専門委員会 (第 6 回) 議事次第 (2006 年 3 月 29 日) を参照し一部加筆して作成

中国の支援策と比較すると、日本では、支援を受けるための条件規制が緩く、支援対象になれる範囲も広い。日本では、地域、子の人数などの制限なしで出産育児一時金、児童手当の支給がある。中国では第 3 子出産に重点を置き、支援策を施行した。この点で日本と中国は、大きく異なっている。適用範囲について検討すると、日本における児童手当は所得制限が設けられているものの、全国範囲で支給されている。中国の場合、少ない地域だけで支給されているほか、最低基準を規定すると、地域間の格差が生まれてしまうという問題があると考えられる。そのほかに、各地域の人口計画出産条例によると、出産手当に関する規定は、都市部と農村部それぞれ違うことがわかる。都市部では、都市部の平均賃金の 3 倍の出産手当を支給されるが、農村部では、農村の平均収入の 2 倍を上限にして支給される。都市部の平均賃金は農村の平均収入より高いことから、同じ地域でも都市と農村の差があると思われる。

(3) 日中における労働時間、割増賃金率の比較

最後に、日中における労働時間、割増賃金率を比較したい。表 22 は、両国の法定労働時間、割増賃金率に関する規定を示しているものである。

表 22 日中における労働時間、割増賃金率

労働時間短縮と割増賃金率	
中国（中華人民共和国労働法）	日本（労働基準法）
法定労働時間・休日労働	
<p>○法定労働時間（第36条）：1日8時間、1週44時間（1994年7月5日第八期全国人民代表大会常務委員会第八次會議採択、1994年7月5日中華人民共和国主席令第28号公布）（1995年施行）</p> <p>○法定休日（第38条）：1週1回以上</p> <p>○休日特例（第40条）：元旦、春節、メーデー、国慶節、法律法規で定めた休暇、祭日は、法に基づいて労働者に休暇を与えなければならない。</p> <p>【1995年補助規定】</p> <p>國務院『従業者の労働時間に関する國務院の規定の実施方法』（短縮）：1日8時間、1週間に40時間</p>	<p>○法定労働時間（第32条）：1日8時間、1週40時間へ段階的短縮（1987年施行）、1週40時間（1993年施行）</p> <p>○法定休日（第35条）：1週1回以上、4週4回以上</p>
法定外労働時間（時間外労働時間）の上限規制	
<p>○時間外労働時間：雇用側の組織は生産経営の必要により、労働組合及び労働者との協議が必要（第41条）</p> <p>○原則：毎日1時間を超えてはならない</p> <p>●特別条項の上限規制</p> <p>○労働者の身体健康の保障</p> <p>○毎日3時間を超えてはならない</p> <p>○毎月36時間を超えてはならない</p> <p>●適用除外（42条）：①自然災害、事故またはその他の原因により、労働者の生命の健康、財産の安全に脅威が及び緊急に対処する必要がある。②生産設備、交通運輸路線、公共施設に故障が生じ、生産と公衆の利益に影響が及び、すみやかに緊急の修理が必要である。③法律、行政法規が定めるその他の状況</p> <p>●不定時労働制と労働時間総合計算制（『企業による不定時労働制と労働時間総合計算制の実施に関する審査承認方法』（労働部発[1994]503号））</p> <p>○不定時労働制：①企業の上級管理職、外勤人員、営業担当人員、一部の当直人員ならびに業務の関係で標準的な労働時間では労働時間をはかれないその他の従業者。②企業の長距離輸送人員、タクシー運転手及び鉄道、港湾、倉庫の一部荷役担当人員ならびに業務の特殊性により機動的に作業を行う従業者。③生産上の特徴、業務上の特殊な要件または職責の範囲の関係で不定時労働制の適用がふさわしい従業者。</p> <p>○労働時間総合計算制</p> <p>①交通、鉄道、郵便、水運、航空、漁業等の業種で、業務の特殊性ゆえに連続して作業する必要がある従業者。②地質探査、資源探査、建築、製塩、製糖、観光等、季節や自然条件の制約を受ける業種の一部従業者。③労働時間総合計算制の適用に適するその他の従業者。</p>	<p>○時間外労働時間：協定の締結と届出必要（第36条）</p> <p>○原則：月45時間、年360時間</p> <p>【2018年法改正】</p> <p>●特別条項の上限規制</p> <p>○月45時間超は年6回以内</p> <p>○年720時間未満</p> <p>○時間外労働と休日労働の合計：</p> <p>①単月100時間未満</p> <p>②月45時間超の2～6カ月平均80時間未満（施行）大企業：2019年4月、中小企業：2020年4月</p> <p>●時間外労働上限規制の適用除外業務：新技術・新商品等の研究開発業務</p> <p>●時間外労働上限規制の適用猶予業務：自動車運転業務、建設事業、医師、一部製糖業（2024年3月まで）</p> <p>●勤務間インターバル（新設・労働時間等設定改善法改正）（事業主の努力義務、2019年4月施行）</p>
時間外労働・深夜・休日労働の割増賃金率	
<p>【割増賃金率】（第44条）</p> <p>○時間外労働：50%</p> <p>○休息日に労働者を働かせて代休を手配できない場合：100%</p> <p>○法定休日：200%</p>	<p>【割増賃金率】（第37条）</p> <p>○時間外労働：25%</p> <p>○深夜労働：25%、時間外労働かつ深夜労働：50%</p> <p>○法定休日労働（8時間）：35% （法定外休日労働：割増なし。時間外労働25%）</p> <p>○法定休日労働かつ時間外労働：60%</p> <p>○法定休日労働かつ深夜労働：60% （深夜労働：午後10時～午前5時）</p> <p>※休日労働の割増率明示（1993年改正）</p> <p>【2018年法改正】</p> <p>●中小企業への割増賃金率の猶予措置廃止</p> <p>○時間外労働月60時間超（休日労働含まない） 中小企業の割増賃金率：25%→50%</p> <p>○月60時間超かつ深夜労働：75% （施行）中小企業：2023年4月（大企業：2010年より施行済み）</p>

(出所)「中華人民共和国労働法」、「労働基準法」(2019年6月改正)、裴海善(2021)「働き方改革の韓日比較:労働時間の短縮と柔軟化」を参照して筆者作成

法定労働時間に関しては、日本も中国も1週40時間と定められている。特別に、中国の場合は、休日特例に関する規定も存在している。時間外労働時間に関しては、共通点として、特別条項による上限規制が設けられている。ただし、中国の場合は、毎日3時間、毎月36時間を限度としているが、日本の場合は、原則月45時間、年間360時間(最大720時間)を限度としている。中国と比べて、日本では、延長できる時がかなり長いことがわかった。割増賃金率の規定を見てみると、日本の規定は、より細かいことがわかる。中国の場合、深夜労働に関しての規定はない。また、割増賃金率を比較すると、中国の場合は高く、特に法定休日の場合は3倍となっている。

一方、労働時間を減らすことで、仕事と生活が両立できるような働き方を実現させるため、国は政策・法律を施行し、企業は報酬制度を改めるなどの試みを重ねてきた。しかし、日本の正規労働者の総労働時間は1990年代から一向に減っていない。中国では、IT技術者の告発による、「996」(朝9時から夜9時まで、週に6日間働く)についての議論は今でもある。時間外労働上限時間を考えても、労働法違反になる。中国労働法は、残業に対しては通常の給与の50%増しの賃金を支払うことと定められているが、IT技術者に関しては「フレキシブルな勤務体制」、「成果に応じた報酬」という名目の下、割増賃金が支払われない例が少なくない。よって、法的規制以外に、社会規範、雇用慣行、働き方に組み込まれた集団意識や曖昧な職務内容などを検討すべきである。労働時間の適切な制限や労働条件の改善、働き方の柔軟性の導入、労働文化の変革などが必要な施策である。さらに、労働者の権利や福利厚生への保護、労働組合の役割の強化、労働者の意識の向上も重要な要素であろう。

終章

1. 要約と結論

本稿では、まず、中国の「計画出産政策」の変遷を整理し、中国の時期的に、地域的に複雑な計画出産政策について検討した。「計画出産政策」の範囲はもっと広く、「一人っ子政策」だけでなく、その他の政策の変化や運用も含めて計画出産政策全体を見るべきである。「一人っ子政策」が行われていた時期、中国における計画出産政策には「一人っ子政策」と概括できない政策が地域や時期によって適用されていることがわかった。

そして、2013年以降の「一人っ子政策」の調整は出生率が変化した要因になっているか検証するため、統制変数である地域ダミー変数を投入するかどうかによって、二つのモデルを使いパネル分析である固定効果モデルの推計を試みた。その結果、地域の違いによってもたらされた影響を考えない場合、「一方が一人っ子である夫婦は二人目の子供を持つことができる」という政策の実施は、出生数を高める可能性が示唆されているが、「全ての夫婦に第二子の出産が認める」という政策については、出生数に影響をあまり与えていないということがわかった。

一方、地域の違いによってもたらされた影響を考える場合、上記の両政策は、出生数に影響をあまり与えていない可能性が示唆されている。そのほかに、地域の違いによってもたらされた影響はかなり顕著であった。農村部の人口が多く、政策が柔軟に執行された地域は、人口増加が高い可能性がある。

分析の結果から、「一人っ子政策」は調整されたものの、その効果は限定的であることが解釈できると考えられる。厳しい少子化の状況を改善するため、「2人目できる」という政策より、「2人目を持つことができる」ため、国は、より充実した支援策を講じるべきである。また、地域の間には、かなりの差が存在することから、その地域に相応しい政策の実行が必要となると思われる。

また、日本と欧米4か国の関連法政策の制定経緯と施策を比較することで、日本における関連施策の課題を明らかにした。その結果、日本の関連施策を課題として以下の4点が明らかになった。第1は、施策実施のタイミングが大幅に遅れ

ていたことである。第 2 は、時間外労働の限度基準を削減する必要があるという点である。第 3 に、弾力的労働時間制度は、短時間労働を支持している法制度と並行する必要がある。第 4 に、育児休業制度と給付のみが不十分で、家族政策支出の拡大、支援策の充実が急がれる点を指摘した。

そのほかに、日中両国の政策の変遷および子育て支援を中心とした政策の内容を概観した。中国では、主に注目されていることは、出産政策の是正である。一方日本では、出産政策における改正はないものの、2018 年 6 月に働き方改革関連法案が国会可決された。労働時間の短縮を目指して、時間外労働の上限規制や「フレックスタイム制」の拡充、「高度プロフェッショナル制度」などの、柔軟な働き方関連政策を導入した。これは、両国の少子化対策を比較した際に、日本に特徴的であるものと言えよう。

日本において、少子化対策が十分に成果を上げることができなかったのは、①問題意識のタイミングが遅く、政策の敏感性が足りなかったこと、②「両立支援」（仕事と子育て）を強調したとしても、時間外労働に対する上限規制の問題が存在したこと、③少子化の原因が主に「未婚化」にあるにも関わらず、少子化対策が専ら共働きの既婚者に対してなされたこと、以上の三つが原因であると考えられる。③については、前述した内閣府では、「女性の労働力率が高いほど出生率が高い」と認識されており、女性が働きやすい環境整備を行うことが少子化対策の柱とされたが、専業主婦世帯を軽視した、女性の就労促進を目的とする「両立支援」（仕事と子育て）に偏った政策であったことが原因と考えられる。

日本の「教訓」を踏まえて、中国への示唆として以下の 3 点について述べたい。

第 1 に、問題意識のタイミング、少子化対策に対する政策敏感性の問題である。中国にとって、これからは、より速い行動、より早いタイミングで政策を実施することは大切であろう。そのほかに、出生率などの指標の変化に敏感性を持ちながら、それを応じて、相応しい政策を実施することが大切であろう。

第 2 に、時間外労働に対する上限規制の問題である。日本では、2019 年 4 月 1 日から施行された改正労働基準法には、一定な基準を満たせば、年 720 時間以内の時間外労働ができるという規定がある（36 条）。日本では、時間外労働に対する上限規制は明らかに緩く、一日の労働時間が 8 時間で計算すると、最大 90 日間も時間外労働をすることができる。就業規則、あるいは労働契約上定められた

時間外労働命令要件の緩さが要因の一つとなって、長時間労働を誘発している。限度基準を労働基準法で明示したことにより、限度基準そのものを削減することはもっと大切であろう。そうしなければ、本来、長時間労働を規制している労働基準法は、逆に長時間労働の合法性に効力を発生してしまう恐れがあると思われる。

中国では今後、時間外労働時間、割増賃金率の削減のほか、柔軟な労働時間制を導入することを検討している。深圳市罗湖区は弾力的時間制の試みをしており、湖北宜昌、甘肃兰州、绍兴嵊州市などで「4.5 日出勤」を実施している。全国範囲でかつ、一律の政策を導入することが大切であると考えられ、各地の状況が異なっても、一律である最低基準に対しての規定が必要である。

第 3 に、支援策は婚姻より生育行為に偏っている問題がある。内閣府「少子化危機突破タスクフォース」によると、結婚を希望する者が結婚できるように、若者の経済面における安定の確保に向け、自立に向けた支援、正規雇用化やキャリア形成等の支援に引き続き取り組むとともに、新婚世帯に対する経済面などの支援措置を検討するとなっているが、具体的な支援策はない。出産、育児への支援策と比べると、この面の支援は足りないと考えられる。

また、婚姻関係にない男女の間に生まれた子（婚外子）に対し、中国の婚姻法では、「婚姻外で生まれた子は、婚姻内で生まれた子と同等の権利を有し、いかなる者も、危害を加え又は差別してはならない。」(25 条)と定められている。しかし、「出産政策の最適化による人口のバランスのとれた長期的発展の促進に関する決定」(2021 年 7 月)が発表される以前では、婚外子は「計画外出産」と見られ、「社会扶養費」⁸⁷⁾が徴収されるほか、戸籍登録手続きも婚姻内で生まれた子より複雑であった。2021 年 7 月以降、不利益になる規定が廃止されたものの、婚外子に向けての支援策は打ち出されていない。

そのほかに、中国民政部(2022)の統計によると、2013 年に 1346.9 万組あった婚姻件数は、2022 年には 683.3 万組にまで減少している。婚外子に関する統計はないが、2021 年 7 月まで、出産に必要な「準生証(出産許可証)」⁸⁸⁾5 の取得には結婚証明書が必要となるため、統計に反映されている出産数のほとんどが既婚者によるもので、婚外子は少ないと見てよいだろう。つまり、婚姻件数が減れば自然と第 1 子の数が減ることとなる。

以上から、中国は今後、結婚奨励政策を作ることと、出産や育児への公的な経済支援を拡大することが期待されている。

また、以下のように、女性従業員のための環境整備、戸籍管理制度の改正、都市と農村部および地域間の特性への配慮といった三つのアプローチから、中国への政策提案を述べたい。

①女性従業員のための環境整備

労働市場における女性従業員に対する差別を軽減し、産休延長を通じて働く女性の労働環境を向上させる。これは、ジェンダー平等と労働条件の改善に向けた重要な一歩である。以下は、この提案の具体策を示したい。

a. 産休期間の延長

産休期間の延長により、女性が出産および子育てに必要な時間を確保する。これにより、女性が職場復帰しやすくなり、職業と家庭の両立がしやすくなる。産休終了後も柔軟な労働環境を提供することで、女性が職場に復帰しやすくなる。そのほかに、リモートワークやフレキシブルな労働時間制度の導入が考慮されるべきである。

b. 政府の負担

産休延長に伴う費用を政府が負担することで、雇用主には追加の経済的負担がかからず、女性労働者には公平な機会が提供される。これにより、企業は女性従業員を雇用する際に差別的な考え方から解放され、採用の際の平等性が促進される。

c. 法改正と法整備

産休延長を支えるために、法改正や法整備が必要である。労働法や雇用規程を見直し、女性従業員の権利を保護し、職場での差別を防ぐ仕組みを構築することが求められる。

d. 啓発活動

政府や企業は、女性の労働参加を促進するために啓発活動を行うことが重要である。ジェンダー平等に関する教育や意識向上キャンペーンを通じて、雇用主や一般社会に理解を深めてもらうことが必要である。

②戸籍管理制度の改正

また、戸籍管理制度の改正と未婚出産に対する差別の撤廃は、社会的な平等と

人権の観点から重要な問題である。未婚出産に対する差別が存在する場合、これは母子の権利を制限し、社会的な偏見を助長する可能性がある。以下は、この提案の具体策を示したい。

a. 法改正

戸籍管理制度において、未婚出産に基づく規定や制約を見直し、差別的な要素を撤廃する必要がある。法的文書や法令において、未婚の親に対する差別を禁止する内容を導入することが重要である。

b. 支援サービスの強化

未婚の親や子どもたちに対するサポートサービスを充実させ、彼らが健康的で安定した環境で生活できるようにすることが必要である。サポートには、経済的な支援や心理的なサポート、医療へのアクセスなどを提供できる仕組みが重要である。

c. 教育機会の平等

未婚の親または婚外子が教育機関で差別を受けないように、教育の分野での平等な機会を確保する必要がある。

③都市と農村部および地域間の特性への配慮

そのほかに、国一律の基準を設けながらも、各地域の特性を考慮した政策を制定するアプローチは、地域差を考慮しながらも全体的な均等性を確保する上で効果的な方法である。以下は、この提案の具体策を示したい。

a. 国一律の基準の確立と柔軟な政策制定

各政策領域において、国全体で適用される基準や最低ラインを確立する。これにより、基本的な平等が確保され、全国で共通の基準が適用される。

また、地域の特性に合わせて、国一律の基準に基づいているが、地域ごとに柔軟に調整された政策を制定する。たとえば、経済的な支援や教育プログラムにおいて、地域ごとに異なるアプローチを取り入れることが考えられる。

b. 地域の特性の評価

各地域の特性やニーズを理解し、評価するための地域分析を実施する。分析には当該地域の人口構成、経済状況、文化的な違いなどが含まれる。

c. 地域差異の特定

地域の特性に基づいて、異なる地域での課題やニーズを特定する。これには地

域ごとの社会経済的な差異、地域特有の課題、文化的背景などが含まれる。

d. モニタリングと評価

地域ごとの政策の効果をモニタリングし、定期的に評価を行う。これにより、地域差異に対する柔軟な対応が可能となり、必要に応じて政策の修正ができる。

2. 今後の課題

最後に、本稿に残された課題について述べておきたい。まず、本稿では、5つの代表地域という限定的な地域における「一人っ子政策」の調整が出生に影響を与えないことを示した。したがって、本稿が示した推定結果のみでは、全国範囲で「一人っ子政策」の調整が出生に影響を与えないと断言できない。ロバスト性があるよう、より多くの地域のデータを用いて、今後さらに分析を行う必要がある。

そして、育児休業への経済的支援は、比較対象となるべきである。しかし、各国の状況は違い、単純に支援金額を比較すると、不十分である。今後、比較基準を明らかにした上で、比較を行いたい。そのほかに、労働者個人における意識調査を行い、主観的な評価を得ることは重要である。このことは、政策の導入、実施をしていく上で、参考になるだろう。今後、複数の国を対象となる調査結果を用いて分析を行いたい。

また、中国における産前産後休暇、育児休暇所得率のデータを調査し明記すべきということである。法政策の改正は2021年末～2022年になっているので、本稿を執筆した時点までは、信憑性がある統計データは見当たらない。また、個人や企業間で一定の期間にわたって常態化され、社会の中で定着し存続している行動様式（慣行）があることは否認できない。その慣行は関連法政策の形成、発展にどのような影響を与えているかを今後の課題としたい。

脚 注

[第一章]

- 1) 湯兆云《当代中国人口政策研究》、知识产权出版社、pp. 91-93、2005 年
- 2) 正確にいつ、「一人っ子政策」が実施されたかについては、研究によって議論されているが、1979 年 1 月に「全国計画出産弁公室主任会議」が開かれ、一人っ子政策の経済措置の基本路線が初めて討論された。また、1979 年から、宣伝動員が始まった。よって、本論では、通説のように、1979 年から「一人っ子政策」が実施されたとしている。
- 3) 中国国家統計局（2021）のデータによる。
- 4) Boserup, Ester, “The conditions of agricultural growth: the economics of agrarian change under population pressure,” *Allen & Unwin*, 1965 年
- 5) Simon, Julian, “The State of Humanity”, *Oxford: Basil Blackwell*, 1995 年
- 6) 『中華人民共和国憲法』（1982 年）第 30 条は、「中華人民共和国の行政区画の区分は、次の通りである。（一）全国を省、自治区及び直轄市に分ける。（二）省及び自治区を自治州、県、自治県及び市に分ける。（三）県及び自治県を郷。民族郷及び鎮に分ける。直轄市及び比較的大きな市を区及び県に分ける。自治州を県、自治県及び市に分ける。自治区、自治州及び自治県は、いずれも民族自治地域である。」という定めがある。
また、同法第 4 条は、「少数民族の集居している地域では、区域自治を実施し、自治機関を設置し、自治権を行使する。」という定めがある。
- 7) 彭佩云《中国计划生育全书》、中国人口出版社、pp. 24-26、1997 年
- 8) 前掲 7
- 9) 少数民族地域であるチベット自治区では 1980 年代から制限はない。「計画出産条例」も作成されていない。よって、表 2 で示された全国範囲の第 2 子出産規定に適用しない。全国範囲の政策があるものの、地域文化や宗教信仰、人口が少ないことが配慮されたため、チベット自治区は政策通りに執行されない特例である。

[第二章]

- 10) 手塚宗平「中国人口政策の変遷」、徳山大学論叢 38、pp. 143-158、1992 年
- 11) 若林敬子『中国の人口問題と社会的現実』、ミネルヴァ書房、pp. 127-128、2005 年
- 12) 于小微「中国における一人っ子政策の振り返りと今後の方向性—教育学的研究による考察—」、日中社会学研究第 26 号、pp. 137-144、2018 年
- 13) 李含琳“消除对计划生育政策的认识误区”、《柴达木开发研究》、pp. 30-32、2013 年
- 14) John Bongaarts, Susan Greenhalgh “An Alternative to the One-Child Policy in China”, *Population and Development Review*, Vol.11, No.4 (Dec.1985), pp. 585-617, Population Council, 1985 年
- 15) Whyte, M. K., Feng, W., & Cai, Y. “Challenging myths about China’s one-child policy”, *The China Journal*, (74), pp.144-159, 2015 年
- 16) 梁中堂、谭克俭、景世民“20 世纪最后 20 年中国妇女生育水平变动研究”、《中国人口科学》、2000 年
- 17) McElroy, M., & Yang, D. T. “Carrots and sticks: fertility effects of China’s population policies”, *American Economic Review*, 90(2), pp. 389-392, 2000 年
- 18) García, J.L. “The household-and aggregate-level fertility consequences of China’s one-child policy”, 2018 年
- 19) L Qiang, F Rios - Avila, H Jiqin, “Is China’s Low Fertility Rate Caused by the Population Control Policy? ”, *Levy Economics Institute, Working Paper*, (943), pp.31, 2020 年
- 20) 林富德、翟振武“走向二十一世纪的中国人口、环境与发展”、高等教育出版社、1996 年
- 21) 陶祥兴、来越富“浙江省人口出生率变动主要影响因素实证分析”、浙江科技学院理学院、2019 年
- 22) Hausman, J. “Specification Tests in Econometrics,” *Econometrica* (46) ,1978 年

- 23) 福味敦「ラテンアメリカにおける制度能力と直接投資」、開発金融研究所 26、
pp. 42-43、2006 年
- 24) 『広東省統計年鑑』(2011～2021)、『黒龍江省統計年鑑』(2011～2021) による。

[第三章]

- 25) Dictionary of Contemporary English, Forth edition (2003, Longman)
- 26) OECD work life balance
(<https://www.oecdbetterlifeindex.org/topics/work-life-balance/>)、
最終閲覧：2022 年 07 月 04 日
- 27) 内閣府『仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章』、2007 年
- 28) 大石亜希子「経済学におけるワーク・ライフ・バランス」『法政大学大原社会問題研究所雑誌』723、pp. 17-27、2019 年
- 29) 厚生労働省『労働経済の分析 ワークライフバランスと雇用システム』、
2007 年
- 30) 使うデータは結婚や子供の有無を区別しない 15～64 歳の男女を対象としたものである。
- 31) 労働政策研究・研修機構「子どものいる世帯の生活状況および保護者の就業に関する調査」（調査シリーズ No. 95）、2012 年
- 32) 川口章・西谷公孝「ワーク・ライフ・バランスと男女均等化は企業業績を高めるか：大阪府における中小企業の分析」『同志社政策研究』3、pp. 31～47、
2009 年
- 33) 阿部正浩・黒澤昌子「両立支援と企業業績」『両立支援と企業業績に関する研究会報告書』ニッセイ基礎研究所、pp. 145-160、2006 年
- 34) 労働生産性の計算は「GDP(付加価値) (PPP によりドル換算) / 就業者数(または就業者数×労働時間)」となっている。
- 35) 魚住明代「ドイツの新しい家族政策」『海外社会保障研究』160、pp. 25、
2007 年
- 横井正信「ドイツにおける家族政策の展開」『福井大学教育・人文社会系部門紀要』、pp. 161～210、2022 年

- 36) Malte Ristau, „Der ökonomische Charme der Familie, “Aus Politik und Zeitgeschichte, 23/24-2005, 6. Juni 2005, S. 17.
- 37) ERNEUERUNG-GERECHTIGKEIT-NACHHALTIGKEIT. Für ein wirtschaftlich starkes, soziales und ökologisches Deutschland. Für eine lebendige Demokratie, 2002, S. 25.
- 38) 田中洋子「ドイツにおける仕事と家族の調整システム—労働概念・家族概念の再定義をめぐって—」『世界の労働』58 (6)、pp. 40、2008年
- 39) Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend, “Familien Report 2010” Stand: Juni 2010, S. 12
- 40) 魚住明代「ドイツの新しい家族政策」『海外社会保障研究』160、pp. 22、2007年
- 41) ドイツにおける WLB 法政策は以下の文献、資料を参照している。
労働政策研究・研修機構「現代ドイツ労働法令集 I—個別的労働関係法—」、(資料シリーズ No. 225)、2020年
齋藤純子「ドイツにおける公務部門の男女平等のための連邦平等法の制定」『外国の立法』(213)、2002年
大重光太郎「ドイツにおけるワーク・ライフ・バランスの取り組み」『労働の科学』63 (5)、2008年
合計特殊出生率のデータは、UN「Demographic Yearbook」、OECD Family Database 2021、World Bank Open Data 2021によるものである。
- 42) 江口隆裕「フランス少子化対策の系譜—出産奨励策から一般施策へ(1)」『筑波ロー・ジャーナル』6、pp. 119~151、2009年
- 43) 荻田香苗・北田真理「諸外国における少子化対策—スウェーデン・フランス等の制度と好事例から学ぶ」『日本衛生学雑誌』73 (3)、pp. 322~329、2018年
- 44) 上村政彦「フランス家族手当法の生成と発展」『国際社会保障研究』、10、pp. 1~19、1973年
- 45) 内閣府『少子化社会白書』(平成17年版)、pp. 87、2005年
- 46) フランスにおける WLB 法政策は以下の文献、資料を参照している。
林雅彦「フランスの家族政策、両立支援政策及び出生率上昇の背景と要因」

- 『日本労働研究機構欧州事務所、特別レポート』5、2003年
渡辺和行・南充彦・森本哲朗『現代フランス政治史』、ナカニシヤ出版、
1997年
神尾真知子「フランスの家族政策」内閣府経済社会総合研究所『フランスと
ドイツの家庭生活調査』、2005年
厚生労働省『世界の厚生労働 2004 海外情勢白書』TKC 出版、2004年
労働政策研究・研修機構「フランス労働法改革の意義と労使関係への影響」、
(資料シリーズ No. 211)、2019年
合計特殊出生率のデータは、UN「Demographic Yearbook」、OECD Family
Database 2021、World Bank Open Data 2021によるものである。
- 47) 脇坂明「ワーク・ライフ・バランスの国際比較」『学習院大学経済経営研究
所年報』21(12月) pp. 63、2007年
- 48) 権丈英子「国際比較からみる日本のワーク・ライフ・バランス」『ジュリス
ト』1383(8月) pp. 2、2009年
- 49) 脇坂明「英国におけるワーク・ライフ・バランス再論」『学習院大学経済論
集』55(1)、2018年
- 50) 前掲 49
- 51) イギリスにおける WLB 法政策は以下の文献、資料を参照している。
内閣府「少子社会対策に関する先進的取組事例研究報告書」、2006年
有田謙司「イギリスのホワイトカラーの労働時間制度」『世界の労働』56
(2)、2006年
家田愛子「EU 法の影響と労働法の変動」戒能通厚編『現代イギリス法事典』
新世社、2003年
小宮文人『現代イギリス雇用法』、信山社、2006年
HM Treasury & DTI『Balancing work and family life』、2003年
- 52) 黒澤昌子「米国におけるワーク・ライフ・バランス」『経済産業研究所
RIETI Discussion Paper Series』、2011年
- 53) 町田敦子・横田裕子「ワーク・ライフ・バランス先進国の現状—イギリス、
アメリカ及びドイツを例に—」『少子化問題の現状と政策課題—ワーク・ラ
イフ・バランスの普及拡大に向けて—』労働政策研究・研修機構編、2005年

- 54) Senate Resolution 210. 決議の正式名称は、Resolution expressing the sense of the Senate that supporting a balance between work and personal life is in the best interest of national worker productivity, and that the President should issue a proclamation designating October of 2003 as ‘National Work and Family Month’.
- 55) アメリカにおける WLB 法政策は以下の文献、資料を参照している。
白波瀬佐和子「アメリカの子育て支援—高い出生率と限定的な家族政策」『海外社会保障研究』160、pp. 99～110、2007 年
川口章『ジェンダー経済格差』勁草書房、2008 年
厚生労働省「米国におけるワーク・ライフ・バランスへの取組について」、2004 年
日本労働研究機構『データブック国際労働比較』、2001 年
- 56) 労働政策研究・研修機構「ワーク・ライフ・バランス比較法研究〈最終報告書〉」151、pp. 486、2012 年
- 57) 両角道代「職業生活家庭生活の両立と法」岩波正彦ほか編『岩波講座・現代の法(12) 職業生活と法』岩波書店、pp. 276、1998 年
- 58) 佐藤博樹、武石恵美子編『人を活かす企業が伸びる 人事戦略としてのワーク・ライフ・バランス』勁草書房、pp. 3～5、2008 年
- 59) 労働政策研究・研修機構「少子化問題の現状と政策課題—ワーク・ライフ・バランスの普及拡大に向けて—」pp1、2005 年
- 60) 前掲 56、pp. 488～489
- 61) 日本における WLB 法政策は以下の文献、資料を参照している。
奥山明良、池添弘邦「日本の WLB 政策の現状と歴史」『労働政策研究報告書』(No. 116)、2010 年
塩田咲子「ワーク・ライフ・バランス政策の意義と限界」『地域政策研究』12 (4)、2010 年
大内伸哉『労働法が「ワーク・ライフ・バランス」のためにできること』『日本労働研究雑誌』51、pp. 30～41、2009 年
厚生労働省『男女雇用機会均等法のあらまし』、2021 年
厚生労働省『育児・介護休業法のあらまし』、2022 年

- 62) 労働政策研究・研修機構『ビジネス・レーバー・トレンド』、pp. 30、2008年
- 63) ここでの有償労働時間とは、「有償労働（すべての仕事）」と「通勤時間」の時間の合計である。
- 64) データは OECD Balancing paid work, unpaid work and leisure (2020) によるものである。
- 65) 梶川敦子「日本の労働時間規制の課題」『日本労働研究雑誌』575、pp. 21、2008年
- 66) 労働政策研究・研修機構「裁量労働制等の労働時間制度に関する調査結果労働者調査結果」、2014年

[第四章]

- 67) 山田昌弘、「日本家族のこれから：社会の構造転換が日本家族に与えたインパクト」、社会学評論 64 (4) 、pp. 649-662、2013年
- 68) 内閣府、『少子化社会対策白書』（平成 29 年版）、2017年
- 69) 厚生労働省、『厚生労働白書—人口減少社会を考える—』、2015年
- 70) 斎藤龍三郎、「日本の超少子化の原因論と政策論を再考する—政策による少子化是正は可能か—」、『中央大学経済研究所年報』第 48 号、pp. 15-40、2016年
- 71) United Nations, Department of Economic and Social Affairs, Population Division, World Population Prospects 2022 のデータによるものである。
- 72) Rosen, Sherwin, “On the Interindustry Wage and Hours Structure” , *Journal of Political Economy*, 77 (2) , pp. 249-273, 1969年
- 73) Kahn, Shulamit, and Lang, Kevin, “The Effect of Hours Constraints on Labor Supply Estimates” , *The Review of Economics and Statistics*, 73 (4), pp. 605~611 , 1991年
- 74) 大竹文雄、奥平寛子、「長時間労働の経済分析」、『RIETI Discussion Paper Series』、08-J-019、2008年
- 75) Hamermesh, Daniel S. and Joel, Slemrod, “The Economics of

- Workaholism: We Should Not Have Worked on This Paper” , *NBER Working Paper* , No.11566, 2005 年
- 76) 山本勲、「働き方改革関連法による長時間労働是正の効果」、『日本労働研究雑誌』61 (1)、pp.29~39、2019 年
- 77) Becker,G, “A theory of the Allocation of Time” , *The Economic Journal* ,75 , pp.493~517, 1965 年
- 78) 田宮遊子、四方理人、「母子世帯の仕事と育児—生活時間の国際比較から(特集 多様化する「子育て支援」の在り方をめぐって)」『社会保障研究』43 (3)、pp.219~231、2007 年
- 79) 赤川学、『少子化問題の社会学』、弘文堂、pp.13~25、2018 年
- 80) 岩澤美帆、「初婚・離婚の動向と出生率への影響」、『人口問題研究』64 (4)、pp.19~34、2008 年
- 岩澤美帆、「少子化をもたらした未婚化および夫婦の変化」、高橋重郷ほか編著『人口減少と少子化対策』、原書房、pp.53、2015 年
- 81) 酒井正、樋口美雄、「フリーターのその後—就業・所得・結婚・出産」、『日本労働研究雑誌』535、pp.29~41、2005 年
- 82) 前掲 79
- 83) 津谷典子、「なぜ我が国の人口は減少するのか」、津谷典子、樋口美雄編『人口減少と日本経済』、日本経済新聞出版社、pp.32~52、2009 年
- 84) 柴田悠、『子育て支援が日本を救う』、勁草書房、pp.158、2016 年
- 85) 山口一男、「女性の労働力参加と出生率の真の関係について：OECD 諸国の分析」、『RIETI Discussion Paper Series』、05-J-036、2015 年
- 86) 中国政府法制信息网，《中共中央、国务院关于优化生育政策促进人口长期均衡发展决定的决定》、2023 年 2 月 28 日取得、
http://www.gov.cn/zhengce/2021-07/20/content_5626190.html

[終章]

- 87) 「社会扶養費」とは、超過出産者が社会に対して行う経済補償である。社会扶養費を納めるのは、計画以外に出産した人口が、それだけ多くの教育、医療、公益事業といった社会・公共資源を占有するためである。

88) 中国語正式名称は「计划生育服务证」である。

謝辞

本論文執筆にあたり、多くの方々からのご指導ご助力を賜りました。

特に主指導教員の教授李永俊先生には、いつも丁寧なご指導とご助言をいただきました。研究や大学事務にご多忙にもかかわらず、必ず毎週ゼミをやって、計量経済学という「新しい世界」の門を開いてくださいました。また、留学生の私に対し、研究指導のみならず、生活面でもいろいろ支えてくださいました。ここに深謝の意を表します。

教授飯島裕胤先生、並びに准教授長谷河亜希子先生には、本論文の作成にあたり、貴重なご助言を賜りました。感謝申し上げます。

准教授花田真一先生、助教渋谷美羽先生は、講義を通じて、多くのアドバイスを提供いただきました。感謝いたします。

本論文は、『弘前大学地域社会研究科年報』（第 20 号）に公表予定の研究論文に加筆および修正をなしたものです。各編集者およびレフェリーに的確なご意見、ご批判を頂きました。弘前大学地域社会研究科教務グループの方々からも、ご協力をいただきました。感謝申し上げます。

また、大学院で研究に専念できるようになったのは、『海外協定校からの留学生に対する授業料等の免除等措置』という弘前大学独自の制度、公益財団法人ロータリー米山記念奨学会、黒石ロータリークラブからの支援があったこそできたものです。深くお礼を申し上げます。

2014 年に交換留学生として日本に来てからもう 10 年以上経ちました。距離が離れていても、中国にいる家族からたくさんの理解と応援をいただきました。深く感謝申し上げます。

勉強、研究は楽しいことです。しかし、楽しいことばかりとは言えません。何度も「これ以上勉強したくない」という思いがありましたが、乗り越えました。博士課程修了は、一つの「終わり」と言えますが、学問に「終わり」はありません。むしろ新たな「始まり」だと言えるでしょう。知識だけではなく、困難に立ち向かう勇気と楽観的な態度も、長年にわたって留学生生活の収穫でした。

参考資料：中国地图

中华人民共和国



审图号：GS(2019)1818号

自然资源部 监制

(出所) 中国自然资源部